

岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項  
(案)

岩手県県土整備部都市計画課

## 目次

第1	募集内容	
1	対象施設	1
2	指定管理者が行う業務	2
3	業務を行うに当たっての留意事項	3
4	県とのリスク分担	4
5	指定期間	5
6	業務に要する経費等	5
第2	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続	6
(1)	申請の受付	6
(2)	提出書類	6
(3)	申請に関する留意事項	7
(4)	現地説明会	8
(5)	質問の受付及び回答	8
(6)	提供した資料の取扱い	8
第3	審査及び指定管理者の選考に係る事項	
1	審査の方法	8
2	選定基準及び審査内容	9
第4	指定管理者の指定及び協定締結に関する事項	
1	指定管理者の指定	10
2	指定管理者との協定の締結	10
3	事業評価の実施	10
第5	業務の継続が困難となった場合の措置について	10
第6	問合せ先及び各種書類の提出先	11
第7	参考資料等	11

高田松原津波復興祈念公園は、東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を継承するとともに、まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生に資することを目的として、国、岩手県（以下「県」といいます。）、陸前高田市が連携して整備している公園です。公園の整備に当たっては、別紙1「高田松原津波復興祈念公園基本計画」（以下「公園基本計画」といいます。）において、基本理念と基本方針が定められています。（注1）

令和元年9月、当該公園の主要施設である国営追悼・祈念施設の一部、道の駅「高田松原」及び東日本大震災津波伝承館が利用開始となり、それ以外の国営追悼・祈念施設周辺エリアについては本年4月に供用開始し、残るエリアについても令和3年度内の供用開始を予定しています。

県は、当該公園について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第244条の2第3項の規定及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号。以下「手続条例」といいます。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

（注1）「高田松原津波復興祈念公園基本計画」（抜粋）

**【基本理念】**

奇跡の一本松が残ったこの場所で  
犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに  
震災の教訓とそこからの復興の姿を  
高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく

**【基本方針】**

- 1 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂
- 2 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承
- 3 復興への強い意志と力の発信
- 4 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承
- 5 公園利用者や市街地の安全の確保
- 6 歴史的風土と自然環境の再生
- 7 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出
- 8 多様な主体の参加・協働と交流

## 第1 募集内容

### 1 対象施設

名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園（以下「公園」といいます。）  
所在地 陸前高田市高田町、気仙町及び米崎町の地内  
面積 50.0ha

（注2）次の施設は、指定管理者が管理する区域から除きます（別図「高田松原津波復興祈念公園 管理区分図」を参照願います。）。

- ・ 国営追悼・祈念施設（奇跡の一本松を含む）
- ・ 道の駅「高田松原」
- ・ 東日本大震災津波伝承館
- ・ 震災遺構（タピック45、気仙中学校、陸前高田ユースホステル、下宿定住促進住宅）
- ・ 公園内の国道及び市道

※今後の整備状況や関係機関との協議状況により、管理区域に変更が生じる場合があります。

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです（詳細は別紙2「岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理運営業務仕様書」を参照願います。）。

### (1) 公園施設を良好な状態に維持管理すること。

- ア 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設（これに附帯する設備及び用具を含む。以下「公園施設」といいます。）について、法令等により義務付けられている点検及び清掃等を行うこと。
- イ 公園施設全般に係る機能及び安全性の日常点検を行うこと。
- ウ 植栽を良好な状態に維持すること。
- エ 公園内の清掃を行うこと。
- オ 軽微な修繕等を行うこと。
- カ 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

### (2) 公園の適切な利用管理を行うこと。

- ア 地震発生に伴う津波注意報・警報等が発表された場合には利用者の避難誘導をすること。
- イ 大雨等による災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと。
- ウ 公園利用者等に対し、施設的内容及び利用方法等を案内・説明すること。
- エ 公園の広報活動を効果的に行うこと。
- オ 公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応すること。
- カ 公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について利用者に指導・助言を行うこと。
- キ 事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。
- ク 利用者数、駐車場利用台数等の各種調査を行うこと。
- ケ 県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」といいます。）第7条第2項に規定する有料公園施設の利用許可又は不許可を行うこと。なお、この許可に伴う利用料金は、指定管理者の収入とします。
- コ 条例第3条第1項で規定する行為の許可又は不許可を、一定の制限のもとに行うこと（同条第4項で規定する条件を付すことを含みます。）。なお、この許可に伴う利用料金は、指定管理者の収入とします。
- サ 上記代行業務の範囲内において、関係機関等との連絡調整を行うこと。

### (3) 関係機関等と連携した管理運営を行うこと。

- ア 高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会（注3）（以下「管理運営協議会」といいます。）に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行うこと。
- イ 公園の管理運営と一緒に取り組む協働グループと連携を図りながら、公園の管理運営における市民協働体制（注4）の充実・発展に資する取組を行うこと。

（注3）公園の維持管理の詳細に関する事項、官民連携を含む運営方策の検討に関する事項を協議し、効率的な管理運営を図ることを目的として、国営追悼・祈念施設、道の駅、県が管理する公園及び東日本大震災津波伝承館の各管理者で構成されています。

（注4）公園基本計画において、公園は多様な主体が計画、整備及び管理運営の各段階で参加・協働できる場とすることを基本方針としていることから、震災の記憶と教訓の伝承、復興の発信、交流の促進、賑わいの創出等、公園に求められる役割を果たすため、市民や市民団体、NPO等との協働による管理・運営体制の段階的な構築を目指しています。（令和3年7月現在、28団体が協働グループとして登録しています。）

(4) その他管理上必要と認める業務を行うこと。

なお、業務の全部を委託することはできません。

業務の一部を委託することは可能ですが、マネジメント及び業務の主たる部分（注5）を委託又は第三者に請け負わせることはできません。

（注5）業務の主たる部分とは、第1の2の(1)の力の業務及び(2)のうちエ及びクを除く業務をいいます。

県と指定管理者の役割分担は、次のとおりです。

項目	内容	県	指定管理者
公園の管理運営	企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、自然環境保全、利用促進活動等		○
	関係機関と連携した管理運営（管理運営協議会への参加等）	○ (主として)	○
	協働グループと連携した管理運営	○	○ (主として)
	損害保険への加入（注6）		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の住民対応	○	
公園施設の維持管理	植栽管理、清掃、施設の保守点検、設備等の法定点検		○
安全衛生管理			○
物品管理			○
災害時対応	津波注意報・警報等発表時の利用者の避難誘導対応、待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	○	○ (主として)
災害復旧	軽微なものを除く。	○	
公園施設の整備、改修		○	

（注6）現在、県が加入している保険内容は次のとおりであり、同水準以上の保険に加入していただきます（県を追加被保険者とする。こと。）。)

- ① 保険の名称 賠償責任保険
- ② 保険内容 対人賠償 1名につき1億円、1事故につき3億円  
対物賠償 1事故につき100万円

### 3 業務を行うに当たっての留意事項

(1) 業務を行うに当たっては、次の事項を遵守していただきます。

- ア 公園基本計画の基本理念、基本方針等を踏まえて管理すること。
- イ 業務遂行に当たっては、関連する法令等（注7）を遵守すること。
- ウ 県民の平等な利用を確保すること。
- エ 都市公園設置の目的を効果的かつ効率的に達成すること。
- オ 指定管理者が提出した管理計画に基づき適正に管理すること。

- カ 利用者のニーズを把握し、サービス向上に努めること。
- キ 地域住民と連携し、地域の振興に配慮すること。
- ク 環境保全に配慮すること。

(注7) 関連する法令等は多岐にわたりますが、主な法令等を例示すると次のとおりです。

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則  
 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則  
 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則  
 県立都市公園条例、県立都市公園条例施行規則  
 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例  
 労働基準法、浄化槽法、個人情報保護条例、屋外広告物条例 等

(2) 県は、指定管理者に対し、当該施設の適正な管理を期すため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります(自治法第244条の2第10項)。

#### 4 県とのリスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、次のとおりです。

段階	種類	内容	県	指定管理者	
申請	申請コスト	申請費用(プレゼンテーション参加費用を含む。)の負担		○	
準備	資金調達	必要な資金の確保、事務引継を受けるための経費等の準備に要する費用		○	
管理運営	法令等の変更	施設の管理及び運営そのものに影響を及ぼす法令等の変更	○		
		指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更		○	
	物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○	
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○	
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況(天候不順による利用者減を含む。)		○	
	不可抗力	県、指定管理者いずれの責めにも帰すことができない自然災害等による業務の変更、中止	協議事項		
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○	
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷			○
		その他の事由による施設の損傷(軽微なものを除く。)	○		
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○			
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの			○	

段階	種類	内容	県	指定管理者
	賠償責任	本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償		○
		管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休園等に伴う運営リスク		○
		施設、機器等の不備による臨時休園等に伴う運営リスク	協議事項	
	セキュリティ	警備等の不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○	

## 5 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とします。

ただし、管理の代行を継続させることが適当でないと思われるときは、この期間内であっても指定を取り消す場合があります。

## 6 業務に要する経費等

有料公園施設等からの利用料金収入及び県からの管理代行料等をもって運営していただきます。

県からの管理代行料は、毎年度予算の範囲内で支払います。

管理代行料の額については、毎年度協定により定めます。

## 第2 申請に係る事項

### 1 指定管理者の申請資格

(1) 申請ができる団体は、次のとおりです。

法人その他の団体であること。

ア 申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）とし、法人格の有無は問いません。なお、個人での申請はできません。

また、グループで応募する場合は、必ず全体を統括する代表団体を定めてください。

イ 単独で申請している団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

ウ グループで申請している団体の構成団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

(2) 県内に事業所又は営業所を有すること（設置予定を含む。）。

(3) 申請団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者であること。

- イ 県から指名停止措置を受けている団体
  - ウ 税を滞納している団体
  - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生手続を行っている団体
- (4) 申請団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- なお、グループ申請の場合、県が申請を受理した後に代表団体及び構成団体を変更することは、原則としてできません。

## 2 申請手続

### (1) 申請の受付

#### ア 受付期間

令和 3 年 7 月 ●日 (●) 午前 9 時から令和 3 年 9 月 ●日 (●) 午後 5 時まで（土、日、祝日を除く。）

#### イ 提出先

岩手県県土整備部都市計画課

（注 8）郵送による申請も受け付けますが、書留としてください。なお、必着とします。

（注 9）電子メール、ファクシミリ等による提出は受け付けません。

#### ウ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（注 10）副本の添付書類は、すべて写しで差し支えありません（原本証明は不要です。）。

### (2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます（※はグループで応募する場合のみ必要）。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 団体概要書（様式第 2 号）

ウ 主要業務実績一覧（様式第 3 号）

※エ 共同体結成届出書（様式第 4 号）

※オ 共同体協定書（様式は任意）

※カ 委任状（様式第 5 号）

キ 公園管理の方針及び申請団体の概要について（様式第 6 号）

ク 収支計画書（様式第 7 号）

ケ 収支計画の考え方（様式第 7 号別紙）

コ 人員配置計画書（様式第 8 号）

サ 利用促進及び施設管理計画について（様式第 9 号）

シ 再委託予定調書（様式第 10 号）

ス 災害時・緊急時の対応（様式第 11 号）

セ 情報公開及び個人情報保護の取扱いについて（様式第 12 号）



## ソ 誓約書（様式第 13 号）

また、次の書類を添付していただきます。

- ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- ② 役員名簿
- ③ 法人にあっては登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し）
- ④ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（財務諸表については過去 3 カ年分）
- ⑤ 国税、県税の未納がないことの証明書

### (3) 申請に関する留意事項

#### ア 申請書作成に当たっての留意事項

- (ア) 申請書等の様式は定められた様式によるとともに、それぞれの様式に記載されている注書の指示に従って作成してください。
- (イ) 事業計画書等に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。
- (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

#### イ 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (ウ) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (エ) 複数の事業計画書を提出したとき。
- (オ) 県立都市公園指定管理者選考委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員に対し、本件申請について不正な接触の事実が認められたとき。
- (カ) 申請資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (ク) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- (ケ) その他不正な行為があったと県が認めたとき。

#### ウ 申請書類の取扱い

##### (ア) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

##### (イ) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

##### (ウ) 返却等

提出された書類は返却いたしません。

#### エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式は任意）を提出してください。

#### オ 提案する額について

募集に当たり、県からの管理代行料について各年度の上限額は設定しませんが、令和 4

年度から令和6年度までの県の支出額が115,262千円を上回る提案については、第2次審査の対象外となります。

(4) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される方は、申込書（様式第15号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、県土整備部都市計画課あてお申し込みください。

日 時 令和3年8月●日（●）13時30分から

集合場所 道の駅「高田松原」エントランス総合受付前

※ 申込期限 令和3年8月●日（●）

各現地説明会における参加者は、1団体当たり2名以内としてください。また、共同体での申請を予定している場合は、各団体から1名としてください。

(5) 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 質問の受付期間

令和3年7月●日（●）午前9時から令和3年9月●日（●）午後5時まで

イ 質問の受付方法

質問書（様式第14号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、県土整備部都市計画課あて送信してください（記載漏れ又は申請資格のない方からの質問にはお答えできない場合があります。）。

ウ 回答方法

回答は電子メール又はファクシミリにより質問者あて直接回答するとともに、質問者の独自のノウハウに係る事項を除き、県土整備部都市計画課のホームページで公開します。

(6) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等を本件の申請以外の目的のために使用することを禁じます。

### 第3 審査及び指定管理者の選考に係る事項

#### 1 審査の方法

指定管理者の指定に当たっては、県立都市公園指定管理者選考委員会において次のとおり審査を行い、指定管理者として指定する団体の交渉順位を決定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された書類に基づき審査を行い、第2次審査を行う団体を選定します。

なお、第2次審査の実施日時は、9月中旬に通知します。

また、収支計画書において、令和4年度から令和6年度までの県の総支出額が上記第2の2(3)オの金額を上回る提案を行った申請者は、第1次審査を不通過とします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者は、9月下旬～10月上旬に第2次審査を行います。第2次審査は、提出された書類及び申請団体からのプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは、1団体当たり30分（説明15分、質疑15分）を予定しています。

第2次審査の結果は10月中旬までに通知する予定です。

## 2 選定基準及び審査内容

指定管理者を選考する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
第1次審査	1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 (手続条例 § 3 I)	設置目的の理解	公園管理の基本方針が、公園基本計画の基本理念等を踏まえた内容であり、事業計画が、公園の設置目的を理解した内容となっているか。	15
		平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	
	2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 (手続条例 § 3 III)	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	30
		経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	
		実施体制及び経験実績	公園の機能を十分に発揮できる管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。	
			公園管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 公園施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有し、公園管理に関する知識を十分に有しているか。	
第2次審査	3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。(手続条例 § 3 II)	運営計画の具体性	目標又は目標達成基準が具体的にあげられ、目標実現の道筋が明らかであるか。	45
		利用促進のための計画	公園の利用促進に向け、関係機関との連携を踏まえた適切な計画を有しているか。	
			協働グループと連携し、市民協働体制の充実・発展に資する内容となっているか。	
		サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。(注 11)	
	利用者等からのクレーム対応は適切か。			
	施設管理の手法	良好かつ適切に維持管理を行う内容となっているか。		
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。		
		環境に配慮した管理運営となっているか。		
4 その他(手続条例 § 3 IV)	災害対応及び情報管理	災害時その他緊急時の危機管理体制及び津波注意報・警報等発表時の利用者の避難誘導体制が確立されているか。	10	
		情報公開及び個人情報保護対策は万全か。		
合 計				100

(注 11) 「サービス向上のための計画」においては、利用者のニーズに応じた柔軟な運用や、他の民間事業者等が開催するイベントの受け入れについて、積極的な対応を行う意向があるか、また対応が可能かどうかとも評価対象となります。

#### 第4 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項

##### 1 指定管理者の指定

県は、委員会の審査結果を受け、順位の最も上位の者と細目協議を行います。協議が整わない場合は、次順位の団体と協議を行います。

協議が整った者を候補者として選定します。

指定管理者の指定は、自治法第244条の2第6項の規定に基づく県議会の議決後となります。

なお、県議会への提案は、令和3年12月議会を予定しています。

##### 2 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定は行政処分であり私法上の契約ではありませんが、細目協議の内容を踏まえ、次のような内容について協定を締結します。なお、協定の締結時期は、令和4年度当初予算の成立後となります。

- (1) 協定の期間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）
- (2) 管理に要する経費の額及び支払い方法について
- (3) 情報公開及び個人情報の保護について
- (4) 指定の取消し等について
- (5) 指定管理者と県の責任分担について
- (6) 損害賠償及び原状回復について
- (7) 事業計画書及び事業報告書について
- (8) その他必要な事項

##### 3 事業評価の実施

指定管理者は、県に対し協定に基づき毎年度業務実績の報告を行います（このほか管理等業務仕様書で定める毎月の報告事項があります。）。

また、県は、報告に基づき事業実績の評価を行う予定です。

#### 第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定期間内に業務の継続が困難となった場合、県は次のとおり措置します。

なお、この場合、指定管理者は次の指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継を行わなければなりません。

##### 1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

県は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります（自治法第244条の2第11項）。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置を取ることがあります。

これらにより県が被った損害について、指定管理者は賠償するものとします。

##### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

## 第6 お問い合わせ先及び書類の提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県県土整備部都市計画課 管理開発担当  
電話(019)629-5887 Fax(019)629-9137  
電子メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp

## 第7 参考資料等

### 【別紙】

資料	内容
別紙1	高田松原津波復興祈念公園基本計画
別紙2	岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理運営業務仕様書
別記1	施設等一覧表
	参考図 高田松原津波復興祈念公園 エリア別図面
別記2	施設点検要領
	付表 公園施設点検簿
別記3	施設修繕内訳
別記4	清掃業務実施要領
	付表 清掃業務基準明細書
	参考図 園路広場清掃面積
別記5	植栽管理基準
	付表 植栽管理基準内訳書
	参考図 芝生面積・樹木本数
別記6	高田松原津波復興祈念公園安全管理マニュアル〔地震津波編〕〔風水害・火災編〕
様式第1	管理日誌
様式第2	公園施設破損等報告書
様式第3	有料公園施設利用台帳（ 年 月分）
様式第4	行為許可記録簿（ 年度）
様式第5	事故報告書
様式第6	岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理運営状況（令和 年 月分）について

### 【別図】

資料	内容
別図	高田松原津波復興祈念公園 管理区分図

### 【参考資料】

資料	内容
参考資料1	協働グループの取組について
参考資料2	備品の貸与について
参考資料3	有料公園施設の利用料金について

# 高田松原津波復興祈念公園

## 基本計画



平成 27 年 8 月

復 興 庁  
岩 手 県  
陸 前 高 田 市

## はじめに

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められています。

本計画は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市高田松原地区において、国、岩手県及び陸前高田市の連携のもとに設置される津波復興祈念公園について、2014年（平成26年）6月に策定した「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づき、空間デザインや協働のあり方をはじめ、踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものです。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものです。

表紙写真



計画地（2014年（平成26年）9月18日撮影）

©国際航業株式会社

## 岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会

	氏 名	役 職
委員長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
副委員長	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
委 員	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
〃	牛山 素行	静岡大学防災総合センター副センター長・教授
〃	篠沢 健太	工学院大学建築学部准教授
〃	広田 純一	岩手大学農学部教授
〃	本多 文人	陸前高田市立博物館長
〃	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
		(敬称略・五十音順)
行政委員	佐藤 悟	岩手県県土整備部長
〃	戸羽 太	陸前高田市長
〃	美濃部 雄人	復興庁参事官
〃	森 勝彦	復興庁岩手復興局次長
〃	椰野 良明	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	川崎 茂信	国土交通省東北地方整備局道路部長
〃	安邊 英明	国土交通省東北地方整備局建政部長

平成 27 年 3 月現在



岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会  
空間デザインワーキンググループ・協働デザインワーキンググループ

■空間デザインワーキンググループ

	氏名	役職
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
委員 (幹事)	篠沢 健太	工学院大学建築学部准教授
委員	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
委員	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授

(敬称略・五十音順)

平成 27 年 3 月現在

■協働デザインワーキンググループ

	氏名	役職
委員	五味 壮平	岩手大学人文社会科学部准教授
委員 (幹事)	広田 純一	岩手大学農学部教授
		(敬称略・五十音順)
委員	地域の活動団体等	地元の観光・商工業の関係団体、NPOなどの活動団体の関係者など(7名)

平成 27 年 3 月現在

# 目次

はじめに

1. 計画区域	1
(1) 位置と区域	1
(2) 事業期間	1
(3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要	2
(4) 周辺の関連事業	2
2. 基本理念	3
3. 基本方針と利活用・空間イメージ	4
(1) 基本方針	4
(2) 公園イメージの考え方	7
(3) 利活用・空間イメージ	7
4. 空間構成計画	15
(1) 公園区域全体の空間構成	15
(2) 国営追悼・祈念施設（仮称）における空間構成	18
(3) 公園利用者の安全確保	22
(4) 教訓の伝承	24
(5) 名勝高田松原の復旧・再生	26
(6) 植栽及び自然再生	28
(7) 中心市街地等との連携	29
5. 管理・運営方針	30
(1) 協働による管理運営の基本的考え方	30
(2) 協働による管理運営の取り組みの方向性	31
(3) 協働による管理運営体制の段階的な組織化の方向性	32
6. 今後の検討課題	35

# 1. 計画区域

## (1) 位置と区域

高田松原津波復興祈念公園（以下「当公園」という。）の計画区域は、岩手県が都市計画決定を行った公園区域に加え、今後土地区画整理事業と調整を図りながら拡張を予定する約 130ha の範囲とします（図-1， 2）。



図-1 高田松原津波復興祈念公園の位置

計画区域には、国が整備する「国営追悼・祈念施設（仮称）」の区域を含むとともに、陸前高田市の総合公園として供用されていた「高田松原公園」の機能を再生する区域も含まれます。



図-2 高田松原津波復興祈念公園の計画区域

## (2) 事業期間

当公園は、2020年（平成32年）に、「国営追悼・祈念施設（仮称）」及び周辺の一部区域を供用開始し、その後、順次、残りの区域を供用していく予定です。

### (3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要

国は、2014年（平成26年）10月31日に「国営追悼・祈念施設（仮称）」を陸前高田市高田松原地区に設置する閣議決定を行いました。

この施設は、「東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂」等を目的としたもので、当公園の中核的施設となるものです。

#### 【国営追悼・祈念施設（仮称）の概要】

目的：①東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂  
 ②震災の記憶と教訓の後世への伝承  
 ③国内外に向けた復興に対する強い意志の発信

場所：【岩手県】陸前高田市（高田松原地区）  
 【宮城県】石巻市（南浜地区）

内容：地方公共団体が整備する復興祈念公園（仮称）の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を設置することを想定（面積は数ha程度）

### (4) 周辺の関連事業

計画区域では、防潮堤、川原川（護岸・橋梁）、高田松原海岸の松原、海岸養浜、さらには、国道45号やシンボルロード等街路、道の駅等、様々な復旧・復興事業が同時並行的に進められています（図-3）。

また、計画区域周辺においても、今泉地区や高田地区の土地区画整理事業、気仙川水門の整備等が進められています。現在は土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等に伴って発生する土が計画区域内に運ばれ、仮置場として活用されています。

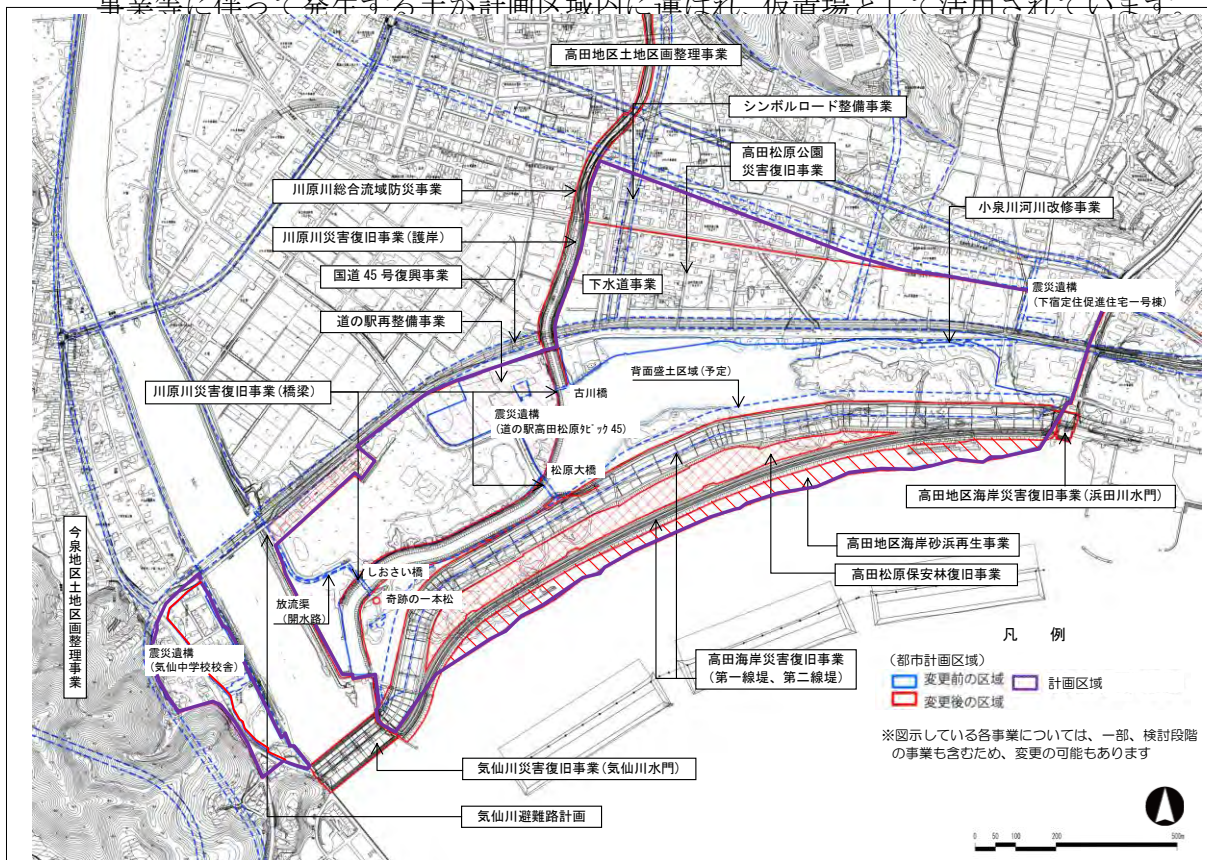


図-3 高田松原津波復興祈念公園 関連事業箇所

## 2. 基本理念

三陸沿岸地域では、度重なる津波による被害を受けてきた経験から、先人達は被害を軽減する様々な努力を払い、津波の脅威を伝承しながら、自然と共生する防災文化を育んできました。また、国の名勝である高田松原は、幾度も津波被害を受けながらも、そのたびに再生され、三陸沿岸地域を代表する景勝地となってきました。

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害でした。岩手県では死者・行方不明者合わせて約 6 千人が犠牲となり、中でも陸前高田市では約 2 千人もの犠牲者が生じ、県内最大の被災地となりました。また、高田松原は、津波により砂州とマツがほぼ全て消失したことで、風景は一変しました。このような中、一瞬にして失われた 7 万本のマツから 1 本だけ生き残ったマツは「奇跡の一本松」として復興への希望の象徴となり、岩手県民だけでなく国内外の多くの人々を勇気づけてきました。

陸前高田市高田松原地区に整備する復興祈念公園は、岩手県、さらには被災地全体のかなめとなる祈念公園として、この地のみならず東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるものです。また、三陸沿岸地域で先人が培ってきた津波防災文化とともに今回の震災の実情と教訓を後世に伝承し、さらに高田松原の再生を通じて自然と人々との関わりの新たな姿をこの公園で具現化し、我が国の復興のありようを国内外に明確に示すものでもあります。

このような認識のもと、岩手県陸前高田市高田松原地区における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定めます。

奇跡の一本松が残ったこの場所で  
犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに  
震災の教訓とそこからの復興の姿を  
高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく

### 3. 基本方針と利活用・空間イメージ

#### (1) 基本方針

##### 1) 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、岩手県では、沿岸地域を中心に4,672人の方が亡くなられたほか、1,129人の方がいまだ行方不明となっている<sup>1</sup>など、その人的被害は極めて甚大です。

中でも陸前高田市では、県内で最も多くの1,556人の方が亡くなられたほか、207人の方がいまだに行方不明となっており<sup>2</sup>、生活の基盤となる市街地や地域産業が壊滅的な被害を受けています。また、高田松原や気仙町の天神大杉など数百年にわたりこのまちを護り、また見守ってきた市民の心の拠りどころも数多く失われました。

失われた多くの生命（いのち）への追悼と鎮魂こそ、生き残った者にとって復興の起点であることから、当公園を、国内外の人々が東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）へ深い追悼と鎮魂の思いを寄せることができる場とします。

##### 2) 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承

同じ悲しみを繰り返さないためには、東日本大震災の壊滅的な被害の状況や、市民の避難行動や様々な主体が行った救援・復旧などの発災後の活動状況を記録し、その記憶を後世に正しく伝承していくことが重要です。

当公園には、今回の震災で被災した市街地や、約7万本のマツと約2kmにわたる砂州の大半が消失した高田松原があるだけでなく、「タピック45」「下宿定住促進住宅」「気仙中学校」等が残されています。これらをはじめとする地域の震災遺構を一体として活用することで、津波の被害の大きさばかりでなく、強さ、エネルギーなど津波の脅威を伝えていきます。また、これらの震災遺構とともに、人々が語り部となって、記憶の風化を防ぎ、後世にこの教訓を伝承していきます。

加えて、今回の震災は大量の海水が気仙川を約8kmも遡り、海が見えない地域までも広範囲に被災するという想像を絶する大災害であったことから、地域の各所に残された津波到達の痕跡等との連携を図りながら、巨大災害の記憶を伝えていきます。

##### 3) 復興への強い意志と力の発信

当公園には、約7万本の高田松原の中で、1本だけ津波から耐え抜いた「奇跡の一本松」があり、被災直後から被災地に希望と勇気を与える復興のシンボルとしての役割を果たしてきました。陸前高田市では枯死した「奇跡の一本松」をモニュメントとして保存、整備した結果、発災から4年が経過した現在でも国内外から多く

---

<sup>1</sup> 「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧」（2015年（平成27年）6月30日現在）（岩手県総務部総合防災室）より引用

<sup>2</sup> 同上

の人が訪れており、またその遺伝子を継承するマツの苗を育てる取り組みも行われています。

現在、当公園及びその周辺では、防潮堤復旧や土地区画整理事業など様々な復旧・復興事業が進められていますが、これらの事業と連携してこの地に整備される当公園は、地域の人々が関わって再生される高田松原や奇跡の一本松とともに、東日本大震災からの復興全体のシンボルとなるものであり、被災地の再生に向けた復興への強い意志と力、また地域固有の自然や歴史に根ざした復興への力強いメッセージを国内外に発信していきます。

#### 4) 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承

岩手県の三陸沿岸地域は度重なる津波による被害を受けてきた地域であり、近世以後に限っても数十年から百数十年の間隔で津波被害を受けている津波常襲地帯です。

このような厳しい環境の中で、三陸沿岸地域の人々は、生命と生活を守るため、各集落の津波の到達点に記念碑を建立し、高台に集落移転したり、“津波てんでんこ”をはじめ避難のあり方を言い伝えるなど、幾世代にもわたる一貫した取り組みによって、被害を軽減する様々な努力を払い、津波の脅威を伝承しながら、幾多の津波被害を乗り越え、自然と共生する津波防災文化を育んできました。

当公園は、三陸沿岸地域を代表する祈念公園として、津波防災に関する教育や研究の貴重なフィールドとなり、市が中心市街地に整備予定の（仮称）一本松記念館や他の被災地との連携を図りながら、津波防災文化を継承する場としての役割を果たしていきます。

#### 5) 公園利用者や市街地の安全の確保

当公園は、国内外から多くの来園者を迎える場所となります。このため、公園利用者の安全を確保する避難路の整備にあわせ、避難誘導のための情報提供施設を整備するほか、利用者を対象とした避難訓練などを通じてこれらの施設の啓発に努めるなど、ハード、ソフト両面から利用者の安全性を確保します。さらには、新しく造られるかさ上げ市街地との有機的なつながりを持たせた機能的な施設配置を行うことで、利用者の安全性をより高めます。

また、当公園は、公園内に整備される防潮堤や海岸防災林とあわせ、津波の被害を軽減する役割を担うとともに、避難者の安全性を確保すると同時に、公園自体の安全性を最大限に高めます。

#### 6) 歴史的風土と自然環境の再生

当公園周辺は、背後にある懐の深い北上高地、山岳信仰のあった氷上山や雷神山、箱根山をはじめとする山々と森林、中世城郭が多く分布する丘陵、平地を流れ古くからサケ漁が活発に行われた気仙川、半島とそれに包み込まれた太平洋に開ける広田湾により、気仙地域固有の比較的温暖で穏やかな風土が形成されています。また、温暖な気候は北限のツバキやヒカミサンベニヤマボウシなどこの地域独特の植生

を育み、地域の暮らしや農林漁業をはじめとする産業を支えてきました。さらにこの地域は、中世から三陸浜街道、今泉街道らが交わる交通の要衝であり、宿場町として発展した面影が今泉の町並みや吉田家住宅を中心に残っていました。このように、豊かな郷土芸能や食文化なども含めて、この地域は独自の文化を育んできました。

特に、今回の津波で甚大な被害を受けた高田松原は、後背地を塩害や飛砂等から守り、さらには高田や今泉のまちとくらし、人々の生命を守るべく約350年前に造林され、以来、津波のたびに工夫を重ねながら再造林、補植を繰り返し、世代を越えた地元住民の一貫した取り組みによって築き、育て、守られてきました。このような歴史を重ねた高田松原は、広田湾や氷上山をはじめとする背後の山々、また砂浜といった自然景観と、人々の手により創出された松林の文化的景観が一体となって形成された景勝地として1940年（昭和15年）に名勝に指定され、また、東北有数の海水浴場となるなど三陸沿岸地域に欠かせない資産であり、何よりこの地域に生まれ育った人々にとっては幼い頃から慣れ親しんだ原風景でした。

また、約1,000年前に形成された岩手県内最大の天然湖沼である古川沼は、多様な生物を育む貴重な汽水域であり、地域の人々が固有の自然にふれあうかけがえのない水辺空間でもありました。

今回の震災により、高田松原の砂州とマツのほぼすべてが失われ、古川沼は海と一体化した状態となり、現在、防潮堤や河川の復旧工事が行われています。

当公園では、名勝高田松原を地域の人々とともに周辺の自然景観と松林の人工景観が織りなす景勝地として再び時間をかけて再生するとともに、古川沼を当公園における重要な自然空間として、また公園自体もこの地域の文化を継承する場として再生します。これにより、今回の震災で失われた自然環境や風土、そして地域に暮らす人々の原風景を取り戻し、郷土景観の再生を図ります。

## 7) 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出

東日本大震災により、沿岸部のほとんどの事業者が甚大な被害を受け、三陸沿岸地域の経済が大きな危機に直面した被災当初から4年が経過し、仮設店舗等で事業者も活動を再開するなど、道半ばではあるものの沿岸地域の経済は立ち直りつつあります。一方、白砂青松の風光明媚な景勝地であった高田松原は、東北地方有数の来訪者数を誇る海水浴場でしたが、東日本大震災で多くの被害を受けました。

現在、「奇跡の一本松」には全国から多くの人々が訪れており、当公園は、三陸沿岸道路の整備や道の駅の再整備と一体となり、三陸沿岸地域の観光や津波防災教育の拠点として交流人口の増加を促し、地域の活性化の原動力となる役割を担います。このため、三陸沿岸の市町村とも連携しながら地域一帯の歴史・文化的資源や被災地、また新しく形成される市街地への来訪者の周遊を促し、地域経済の活性化とまちの賑わいの創出に貢献します。



## 8) 多様な主体の参加・協働と交流

東日本大震災前から人口減少・高齢化が進行しているところに加え、震災により多くの住民が被災地を離れ、高台の仮設住宅や他の市町村に移転を余儀なくされたことから、地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、地域コミュニティの回復、さらには活性化が真の復興につながっていくものであることは明らかです。

高田松原周辺では、東日本大震災以前から、高田松原の保全活動や自然観察、古川沼の水質改善など市民による活動が行われてきました。また、震災後には、新たに多様な主体がこの地域の復興に向けて様々な活動を進めています。

当公園は、このような取り組みを継承・発展させ、市民、NPO、企業など多様な主体が、植樹活動、伝承活動、防災学習活動、施設維持管理など、公園の計画・整備や管理運営において様々な形で参加・協働できる場とします。あわせて、早い段階から、将来にわたって持続可能な管理運営を行うことができる体制づくりを進めます。

### (2) 公園イメージの考え方

基本方針に基づき、当公園における代表的な利活用イメージを想定し、その実現のために必要な空間イメージをあわせて想定することにより、具体的な公園のイメージを整理します。(図-4, 5)

### (3) 利活用・空間イメージ

#### 【震災への想いと追悼・鎮魂】

##### ① 被災地を代表して追悼式典を開催する

当公園は岩手県内最大の被災地に国、県及び陸前高田市が連携して設置する祈念公園であるため、東日本大震災で犠牲になった方々への追悼の意を込め、被災地を代表して追悼式典を開催することが想定されます。そのため、当公園の中心的な位置に、多くの参列者が一堂に会し、犠牲になった方々に想いを馳せ、心から追悼できる静謐な雰囲気有する相当規模の広場空間を確保します。



写真1 タピック 45 前に設けられた東日本大震災の追悼施設・慰霊碑

## ② 築山から再生された郷土の風景を展望する

当公園及びその周辺の風景は東日本大震災により一変し、様々な復興事業が行われています。来園者は背後にある懐の深い山々や丘陵、広田湾などの自然により育まれてきた穏やかな風土と地域独自の文化を感じ取るとともに、津波が来襲した海を望み、津波の高さを実感し、また被害を受けて復興がなされる市街地、再生されていく自然を展望することで、改めて今回の東日本大震災とその震災で失われた生命（いのち）への想いを寄せることができます。そのため、当公園では、周辺への展望が確保された開けた空間に、十分な高さのある築山を確保します。

## ③ 再生された郷土の風景の中を追悼の想いととも逍遙する

かつて高田松原は名勝として、松林の中を逍遙するのに適した空間でした。当公園は広田湾や氷上山等の山々に包まれる中で、古川沼や高田松原といった郷土景観の再生を図り、来園者が東日本大震災の犠牲者に想いを寄せながら、震災前をしのばせる様々な風景の中に身を置き、また周囲の風景を眺めながら、落ち着いて穏やかに逍遙できる空間とします。



写真2 震災以前の高田松原内の逍遙空間

(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

### 【未来への展望】

## ④ 復興への希望の象徴となっている「奇跡の一本松」を訪れる

陸前高田市が保存を行った「奇跡の一本松」には今も多くの来訪者があり、東日本大震災からの復興への希望の象徴となっています。そのため、当公園では、「奇跡の一本松」を様々な思いを受けとめる復興のシンボルとして、多くの人を訪れることができるよう、その象徴性を高め、復興への強い意志と力を国内外に発信していく空間を確保します。



写真3 多くの来訪者がある「奇跡の一本松」

⑤ 復興関連イベントを開催し復興のメッセージを発信する

当公園には東日本大震災からの復興への希望の象徴として国内外で知名度が高い「奇跡の一本松」があり、復興への想いやメッセージを国内外に発信するのに適しています。そのため、当公園では、多くの人を訪れる大小様々な復興関連イベントを開催できる広場空間を確保します。

⑥ 三陸地域の被災地等を訪れるために様々な情報を入手する

震災以前に設置されていた道の駅「高田松原」は、海水浴場と相まって多くの人を訪れ、市の観光拠点となっていました。当公園は、来訪者が様々な情報を入手できる地域のゲートウェイとして、市街地と連携してまちへの周遊を促すことにより交流人口を拡大することが期待できます。そのため、当公園では、再整備される道の駅とも連携し、国道45号など公園までの主要動線と公園内の動線が交わる場所で、津波防災教育や観光の拠点となる場を確保します。



写真4 震災以前の道の駅「高田松原」

(写真提供：渡辺雅史氏)

⑦ 震災遺構や語り部・案内板等から震災の実情・教訓を学習する

当公園には、「タピック45」「下宿定住促進住宅」「気仙中学校」「奇跡の一本松」等が残されており、これらをはじめとする震災遺構は、津波の高さや威力、そしてその被害の大きさを示す貴重な資料です。そのため、当公園では、震災遺構とその周辺で、語り部や案内板等により、その意味を伝え、今回の震災の実情や教訓を伝承していく場を確保します。



写真5 下宿定住促進住宅

## 【かつての郷土の風景の継承】

### ⑧ マツ苗の植樹や育成により地域の人々が育んできた高田松原を再生する

高田松原はこれまで幾度の津波の被害を受けつつも、地域の人々の手によりマツが育成され、350年にわたって維持されてきました。景勝地であった高田松原の再生は、地域の人々の郷土の風景を取り戻すとともに、東日本大震災からの復興の象徴となり、その活動は地域コミュニティの回復にもつながります。そのため、当公園では、かつての高田松原を名勝として再生していくとともに、市民がマツ苗の植樹や継続的な育成が可能となる空間を確保します。



写真6 震災以前の白砂青松の高田松原の風景

(写真提供：東海新報社)



写真7 震災以前の高田松原内の清掃活動

(写真提供：高田松原を守る会)



写真8 震災後のマツ苗の育成活動

(写真提供：高田松原を守る会)

### ⑨ 古川沼など郷土の自然や歴史とふれあう

当公園周辺は、氷上山や雷神山などの山々に囲まれ、気仙川が半島に囲まれた広田湾に注ぎ込み、水際に高田松原や古川沼からなる風景があり、園内には記念碑や、石川啄木や高浜虚子の歌碑も設置されていました。復旧・復興事業によりまちの形が変化する中で、当公園では、高田松原や古川沼周辺を中心に、かつての郷土の風景を再生し、来園者が地域の自然や歴史とふれあうことのできる空間を確保します。



写真9 震災以前の古川沼の風景  
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)



写真10 震災以前の氷上山からの眺望  
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

#### ⑩ 集落コミュニティの伝統行事の実施等により地域の歴史文化を継承する

この地域は虎舞や太鼓など多くの伝統芸能や行事が残り、集落のコミュニティごとに独自の文化を育んでいました。また震災前には、夏の風物詩であるうごく七夕の山車が道の駅「高田松原」前の広場で展示されていました。そのため、当公園では、コミュニティの再生を促し、地域のよりどころである独自の歴史文化を継承していくため、伝統芸能や行事を実施できる空間を確保します。



写真11 震災以前の高田町で行われたうごく七夕  
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

⑪ かつての高田松原公園で行われてきた憩いやスポーツなど様々な活動を実施する

当公園は、かつて高田松原公園として多くの人を訪れ、散策等の憩い、ランニングや球技等のスポーツ、野外活動等が行われており、震災後も引き続きこのような活動の場が求められています。そのため、当公園では、憩いやスポーツなど様々な活動を行うことのできる空間を確保します。



写真 12 震災以前の海水浴の様子  
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)



写真 13 震災以前のスポーツ活動の様子  
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

【人とまちの安全の確保】

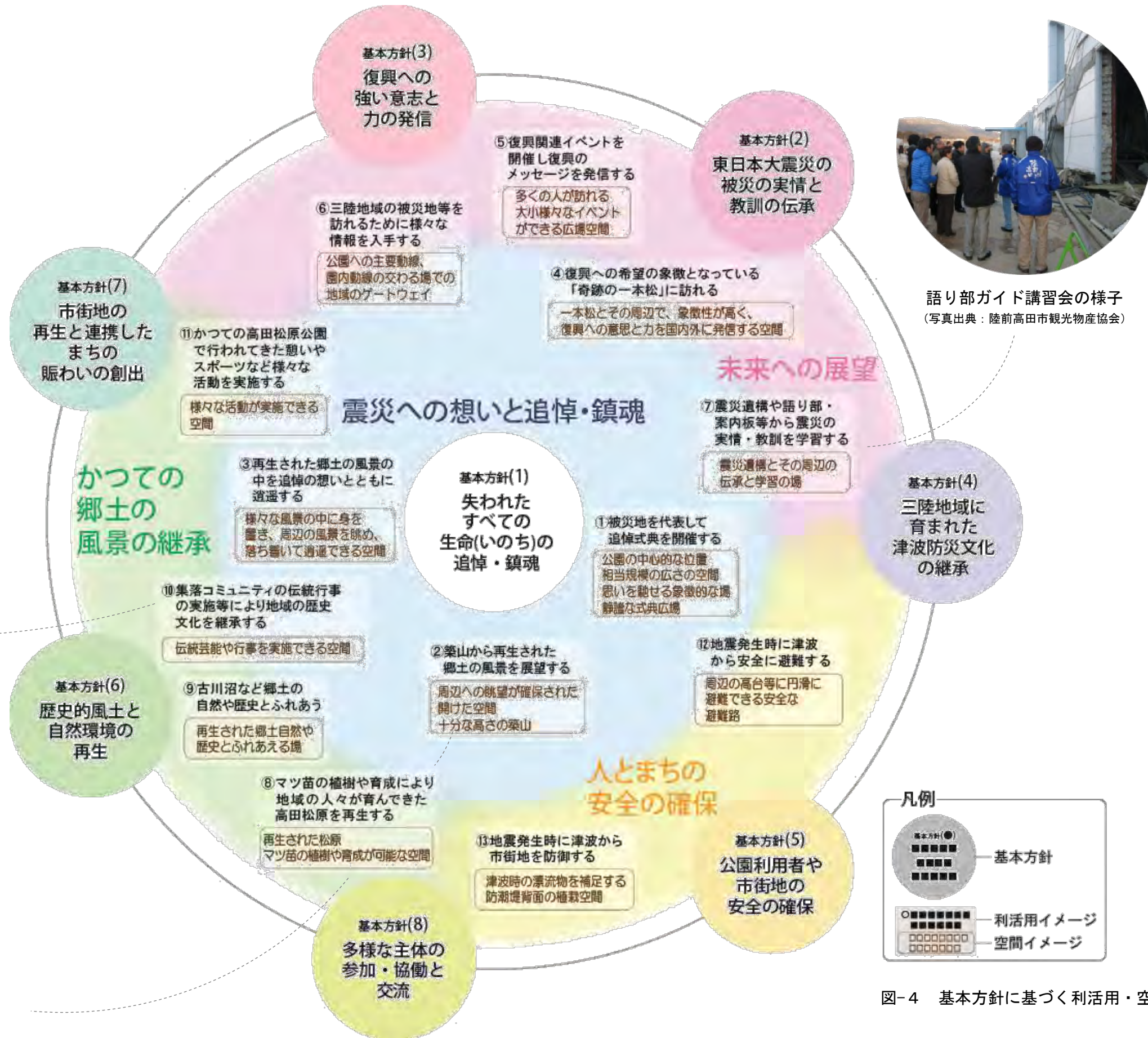
⑫ 地震発生時に津波から安全に避難する

当公園は、最大クラスの津波が発生した場合は浸水する場所にあり、来園者の安全の確保が不可欠です。そのため、当公園では、公園周辺の高台やかさ上げ市街地等の避難地へ円滑に避難できる避難路とともに避難誘導のための情報提供施設を設置します。

⑬ 地震発生時に津波から市街地を防御する

当公園は、防潮堤や保安林などと一体となり、津波の被害を軽減する役割が期待されています。

津波時の漂流物は安全な避難の障害などになることから、これまでの防潮・防風林に加え、漂流物の捕捉に寄与する防潮堤の背面盛土をはじめ、計画区域内に新たな植栽を行います。



語り部ガイド講習会の様子  
(写真出典：陸前高田市観光物産協会)



2013年(平成25年)のけんか七夕の様子  
(写真出典：陸前高田市観光物産協会)



震災以前のタピック45屋上からの眺望  
(写真提供：渡辺雅史氏)

図-4 基本方針に基づく利活用・空間イメージ

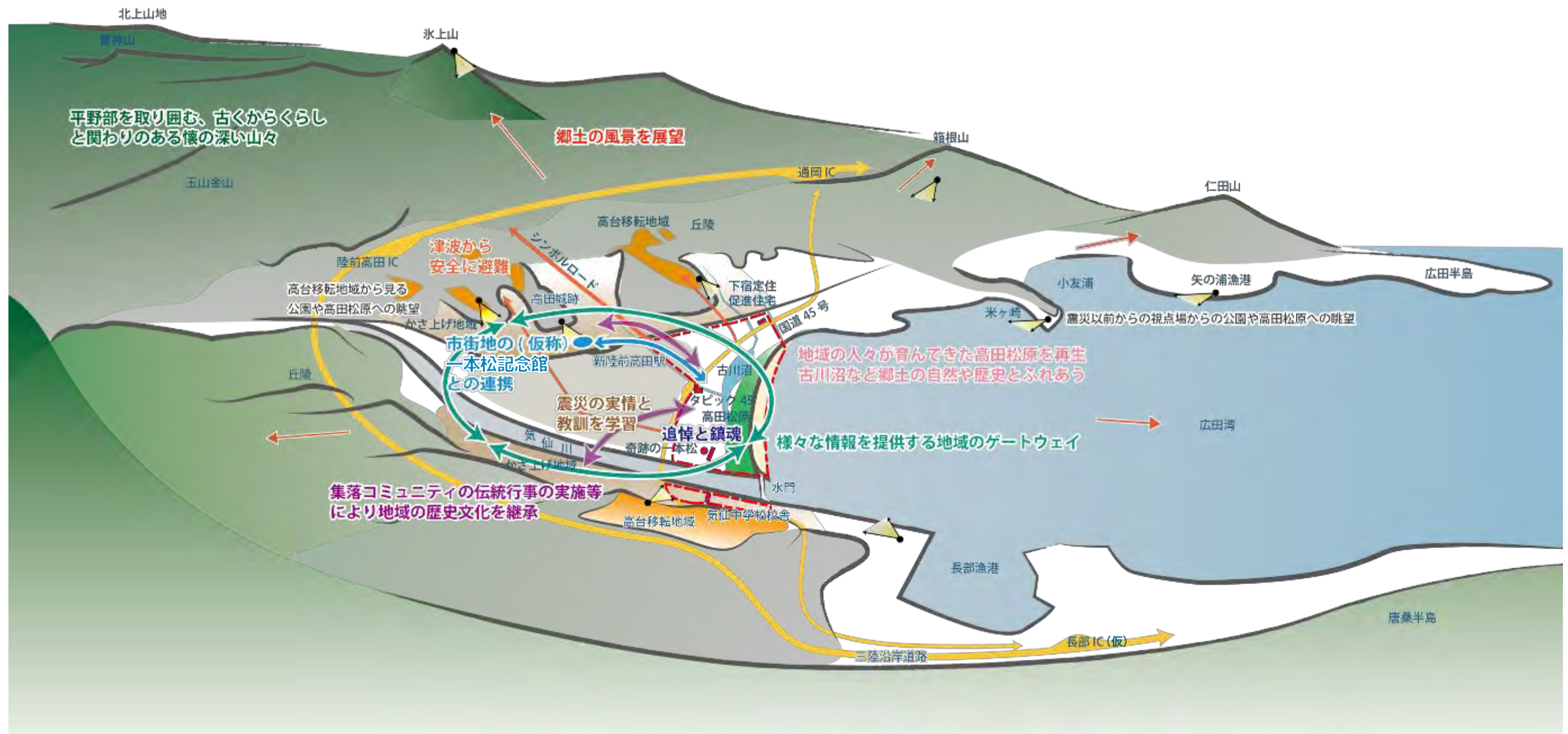


図-5 震災後の空間構造と当公園の果たす役割のイメージ



## 4. 空間構成計画

### (1) 公園区域全体の空間構成

#### 1) 基本的な考え方

公園区域全体の空間構成について、次のような手順で検討しました。

- i. 公園の利活用・空間イメージに適合する環境条件を設定
- ii. 公園区域内の立地・環境特性を分析し、各敷地が有する環境条件を整理
- iii. 以上により、特に当公園の中核となる「国営追悼・祈念施設（仮称）」に最適な区域を設定
- iv. 公園区域全体の空間構成を検討

#### 2) 公園区域の環境条件の整理

公園の利活用・空間イメージを構成するためには、表-1のような環境条件を備えている必要があると考えられます。

一方、公園区域を構成する各敷地が有している環境条件は、敷地区分ごとに図-6に示すように整理することができます。

#### 3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の区域の設定

国営追悼・祈念施設（仮称）は、「震災への想いと追悼・鎮魂」とともに、「震災の実情や教訓の伝承」、「復興への意志と力の国内外への発信」に該当する空間イメージが求められます。

これらの空間イメージに適合する環境条件として必須となるのは、表-1から以下の5点が該当します。

#### 【震災への想いと追悼・鎮魂】

1. 公園区域の中央部でまとまった平坦地、象徴性の高い震災遺構の周辺、静謐な空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置
2. 震災遺構や関係事業で整備する施設などがなく築山を整備できるまとまった平坦地
3. 落ち着いた逍遥空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置

#### 【未来への展望】

4. 奇跡の一本松とその周辺
7. 震災遺構とその周辺

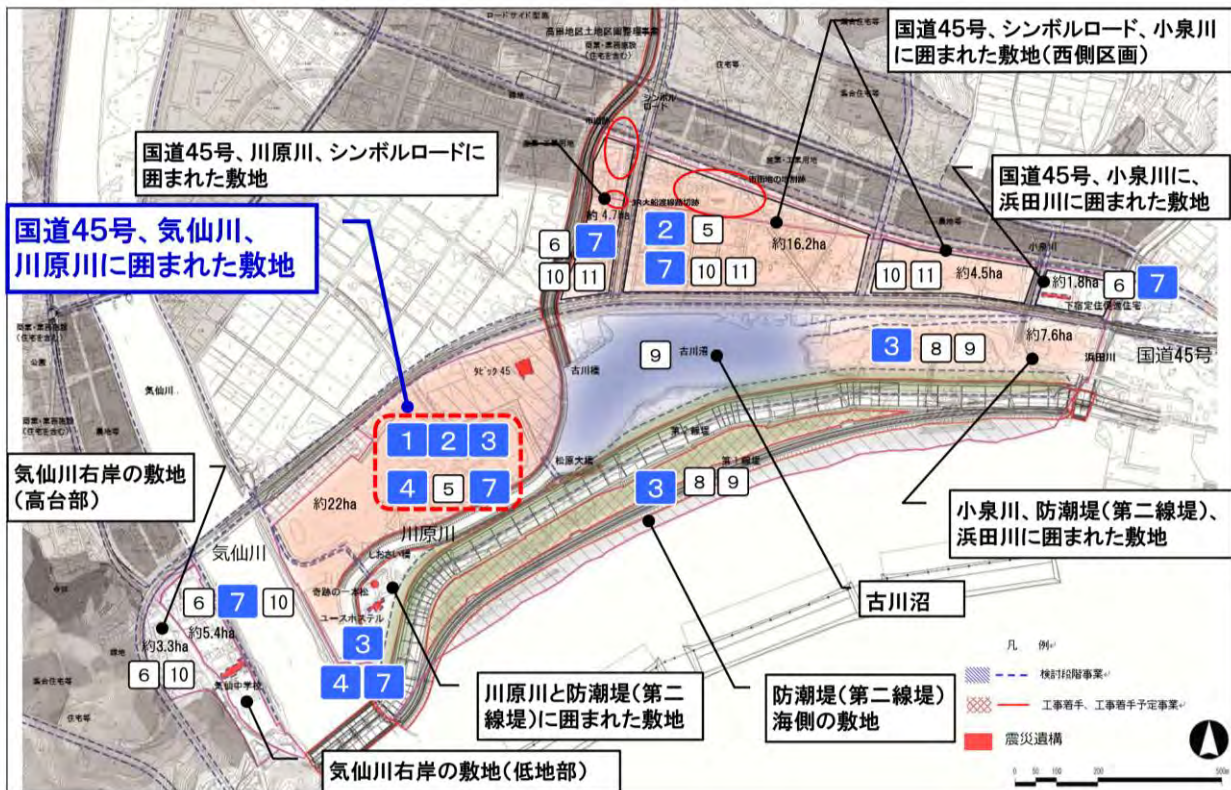
注：表記の番号は表-1 右欄の環境条件と対応

公園区域内の各敷地のもつ環境条件（図-6）を考慮すれば、これらの環境条件すべてに合致する、「国道45号、気仙川、川原川に囲まれた敷地」及び隣接する「川原川と防潮堤（第二線堤）に囲まれた敷地」を、国営追悼・祈念施設（仮称）の区域として設定します。

表-1 空間イメージに適合する環境条件

空間イメージ	空間イメージに適合する環境条件(地形や周辺状況等)
<b>I. 震災への想いと追悼・鎮魂</b> ①公園の中心的位置、相当規模の広さの空間、思いを馳せる 象徴的な、静謐な空間 ②周辺への眺望が確保された開けた空間、十分な高さの築山 ③様々な風景の中に身を置き、周辺の風景を眺め、落ち着いた逍遙できる空間	1公園区域の中央部でまとまった平坦地、象徴性の高い震災遺構の周辺、静謐な空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置 2震災遺構や関係事業で整備する施設などがなく、築山を整備できるまとまった平坦地 3落ち着いた逍遙空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置
<b>II. 未来への展望</b> ④奇跡の一本松とその周辺で、象徴性が高く、復興への意思と力を国内外に発信する空間 ⑤多くの人々が訪れる大小様々な復興関連イベントを開催できる広場空間 ⑥公園への主要動線、園内動線の交わる場での様々な情報を提供する地域のゲートウェイ ⑦震災遺構とその周辺で語り部や案内板により今回の震災の実情や教訓を伝承していく場	4奇跡の一本松とその周辺 5まとまった平坦地で避難地となる高台市街地に近接、道路・鉄道から公園へのアクセス性が高い位置 6広域交通網(道路・鉄道)から公園へのアクセス性が高い位置 7震災遺構とその周辺
<b>III. かつての郷土の風景の継承</b> ⑧かつての高田松原のような再生された松原、マツ苗の植樹や育成が可能な空間 ⑨高田松原や古川沼を中心に郷土の風景を再生し、自然とふれあえる場 ⑩地域独自の歴史文化を継承していくため、伝統芸能や行事を実施できる空間 ⑪かつて行われてきた憩いやスポーツなど様々な活動を行うことのできる空間	8高田松原(名勝区域) 一帯 9高田松原(名勝区域)及び古川沼一帯 10市街地(日常生活空間)に近接した平坦地 11市街地(日常生活空間)に近接した平坦地
<b>IV. 人とまちの安全の確保</b> ⑫安全に避難が可能な位置・高さ・面積の築山、周辺の高台等への安全な避難路 ⑬津波エネルギーを減衰する築山や樹林帯	12築山に適合する環境条件: 震災遺構や関係事業で整備する施設等がなく、築山を整備できるまとまった平坦地 公園区域全体

注: 太枠で示した箇所は、国営追悼・祈念施設(仮称)にふさわしい空間イメージとそれに適合する環境条件に該当するものを示しています



注: 表記の番号は、表-1の番号に対応する環境条件を示しています

図-6 公園区域内の各敷地が有する環境条件

4) 公園区域全体の空間構成

同様の考え方から、公園区域内の各敷地ごとにふさわしい空間構成を検討し、次のとおり公園区域全体の空間構成を設定します。(図-7)

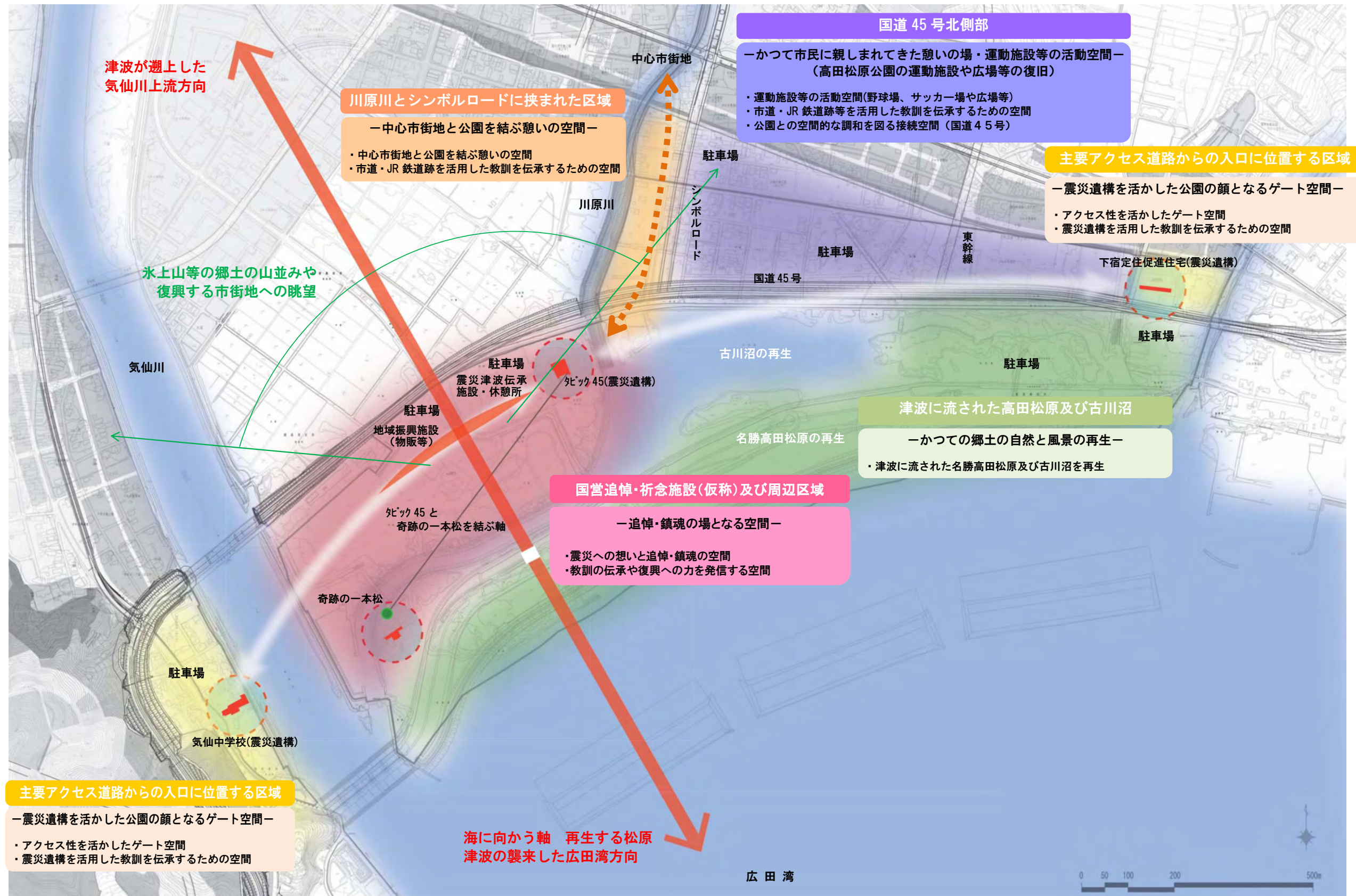


図-7 公園区域全体の空間構成

(2) 国営追悼・祈念施設（仮称）における空間構成

1) 空間構成の基本的考え方

① 広田湾と気仙川を結ぶ軸線を「空間の主軸」とする

公園区域は、広田湾、気仙川を南北に結ぶ位置にあり、追悼・鎮魂の場（国営追悼・祈念施設（仮称））は、その軸線上に立地しています。

この特性を踏まえて、震源地の方向にある「広田湾」と、河口から 8km まで津波が遡上した「気仙川」を結ぶこの象徴的な軸線を、「空間の主軸」とします。

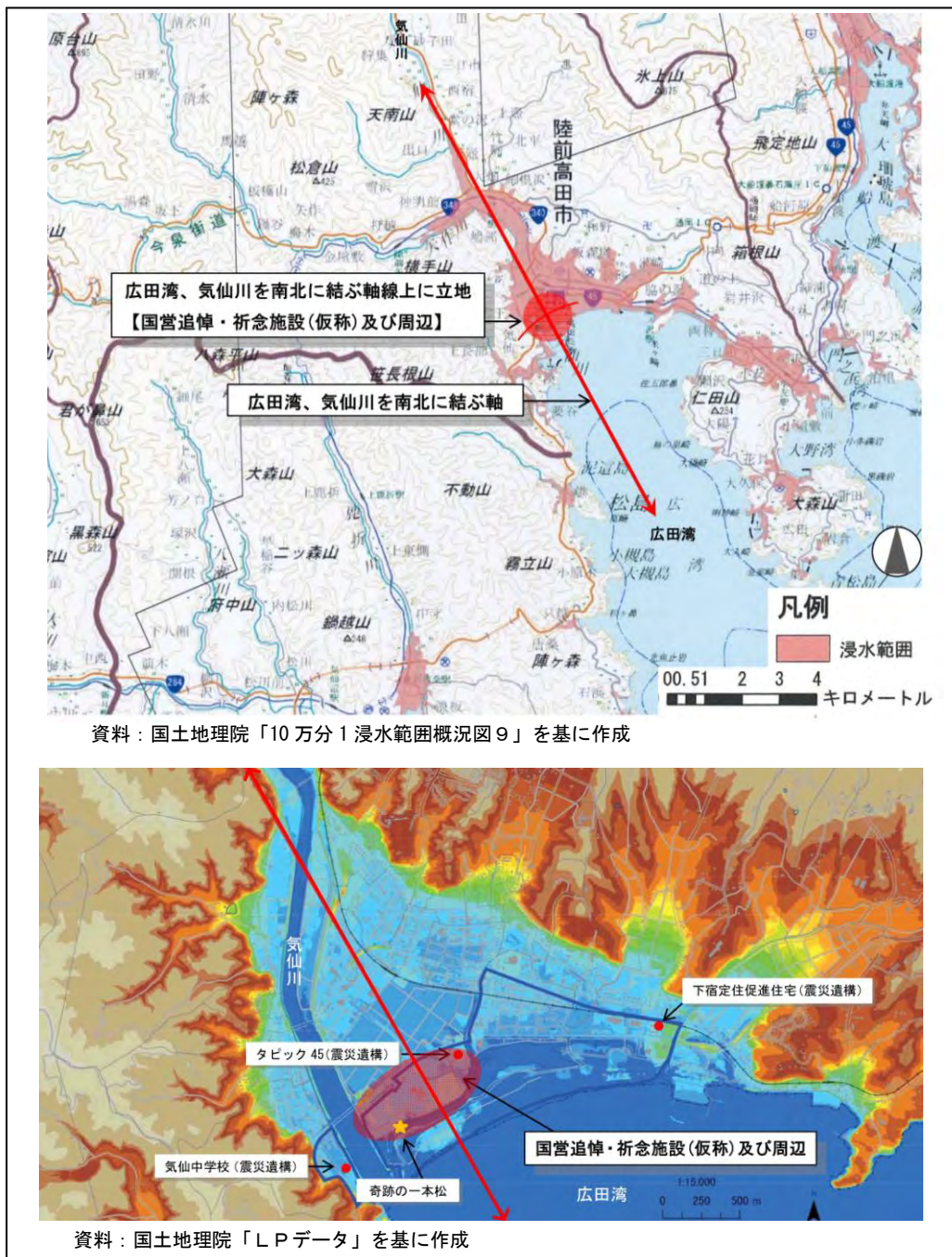


図-8 国営追悼・祈念施設（仮称）の広域的位置

## ② 震災遺構との繋がりを考慮しつつ、静謐な空間と賑わいのある空間を仕切る

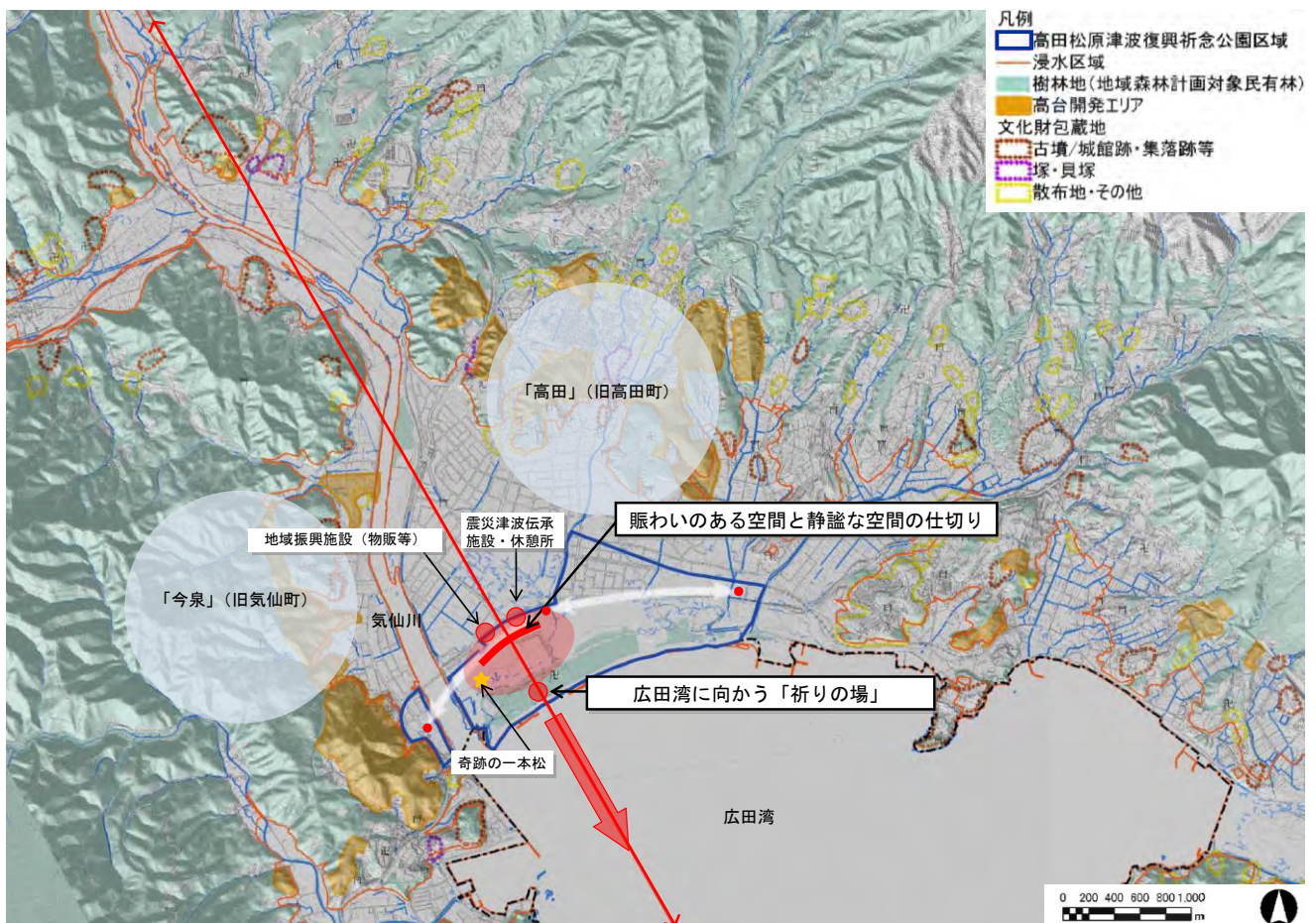
追悼・鎮魂の場では、従前箇所の隣接地で再整備を行う「道の駅」や公園内に設置する便益施設等賑わいのある空間と、追悼・鎮魂のための祈りや逍遙の場等静謐な空間の両者が共存しますが、これら相克する空間を適切に隔てることにより、追悼への想いを馳せる場としてふさわしい環境を整えることが重要です。

公園区域内には、保存・活用を図る3つの震災遺構が存在します。これらの震災遺構を繋ぎ、広田湾を包む「円弧」を「主軸」に直交して設定し、この内陸側に「賑わいのある空間」を、また海側に再生する高田松原や古川沼の自然と、それらに抱かれた追悼・鎮魂のための「静謐な空間」を設定します。

## ③海を広く望める場所に「祈りの場」を設ける

広田湾に向かって海を広く望み、背後に氷上山等の郷土の山並みや、眼下に再生する高田松原の姿を展望できる場所に、「祈りの場」を設けます。

以上に基づき、空間構成の基本構造を図-9に示すとおりとします。



資料：浸水区域／「東日本大震災による被災現況調査(岩手5)」(H24.3 国土交通省)，樹林地(地域森林計画対象民有林)／岩手県森林資源管理システム 森林資源データ(岩手県)を基に作成，高台開発エリア／「土地利用構想図／陸前高田市復興整備計画(第7回変更 H25.7.30 公表)」(陸前高田市)を基に作成，埋蔵文化財包蔵地／「岩手県遺跡・埋蔵文化財情報検索システム」のデータを基に作成

図-9 空間構成の基本構造

## 2) 空間配置計画

以上を踏まえ、追悼・鎮魂の場に導入する空間要素として次の6つの要素を設定し、その配置を次のとおり計画します。(図-10)

### 【震災への想いと追悼・鎮魂】

#### ① 周辺への眺望が確保された高さの築山

道の駅の賑わいのある日常空間と、静謐な追悼・鎮魂の祈りの空間を仕切るため、震災遺構（気仙中学校、タピック 45、下宿定住促進住宅）を繋ぎ広田湾を包む「円弧」上に、帯状の築山を設置します。天端部分には、氷上山等の郷土の山並みや復興する高田や今泉の市街地の姿を眺望できる場を設置します。

#### ② 静謐な広場空間・祈りの場

道の駅の賑わいのある日常空間から仕切られ、周囲の自然環境に包まれた静謐な空間を形成します。関連する各種式典の開催場所とします。

海方向のビスタの端部に、海への展望が開かれる「祈りの場」の空間を形成します。

#### ③ 祈りの場へいざなう空間

ゲートを抜け静謐な広場空間に入り込み、広場越しに海方向にビスタが通り、川原川に架かる人道橋を経て、「祈りの場」にいざなう空間を形成します。

#### ④ 犠牲者に想いを寄せ、風景を眺めながら逍遙できる空間

広場の両側に、震災遺構（タピック 45）と奇跡の一本松への軸線が確保された、逍遙のための自然的空間を整備します。

### 【未来への展望】

#### ⑤ 震災の実情や教訓を伝承するための空間

タピック 45 を伝承のための震災遺構の拠点とし、隣接して震災や津波の記憶と教訓を伝承するための施設を設置します。

震災遺構としてのタピック 45 との軸線を意識しつつ、奇跡の一本松を象徴として震災や津波の記憶を伝承します。

#### ⑥ 復興への意志と力を国内外に発信する空間

奇跡の一本松を復興への意志を発信する象徴とします。

祈りの場から眼下に広がる高田松原の再生の姿も、復興への意志を発信する重要な要素とします。

震災津波伝承施設では、国内外からの来訪者に対し、震災の記憶と教訓の伝承のほか、被災地の再生に向けた復興への強い意志と力を発信します。

**①周辺への眺望が確保された高さの築山**

- \* 道の駅の賑わいのある日常空間と、静謐な追悼・鎮魂の祈りの空間を仕切るため、震災遺構（気仙中学校、タピック45、下宿定住促進住宅）を繋ぎ広田湾を包む「円弧」上に、帯状の築山を設置
- \* 天端部分には、氷上山等の郷土の山並みや復興する高田や今泉の市街地の姿を眺望できる場を設置

**②静謐な広場空間・祈りの場**

- \* 道の駅の賑わいのある日常空間から仕切られ、周囲の自然環境に包まれた静謐な空間を形成、関連する各種式典の開催場所
- \* 海方向のビスタの端部に、海への展望が開かれる「祈りの場」の空間を形成

**③祈りの場へいざなう空間**

- \* ゲートを抜け静謐な広場空間に入り込み、広場越しに海方向にビスタが通り、川原川に架かる人道橋を経て「祈りの場」にいざなう空間を形成

**⑤震災の実情や教訓を伝承するための空間**

- \* 震災遺構としてのタピック45との軸線を意識しつつ、奇跡の一本松を象徴として震災や津波の記憶を伝承

**⑥復興への意志と力を国内外に発信する空間**

- \* 奇跡の一本松を復興への意志を発信する象徴とする
- \* 祈りの場から眼下に広がる高田松原の再生の姿も、復興への意志を発信する重要な要素

**⑤震災の実情や教訓を伝承するための空間**

- \* タピック45を伝承のための震災遺構の拠点とし、隣接して震災や津波の記憶と教訓を伝承するための施設を設置

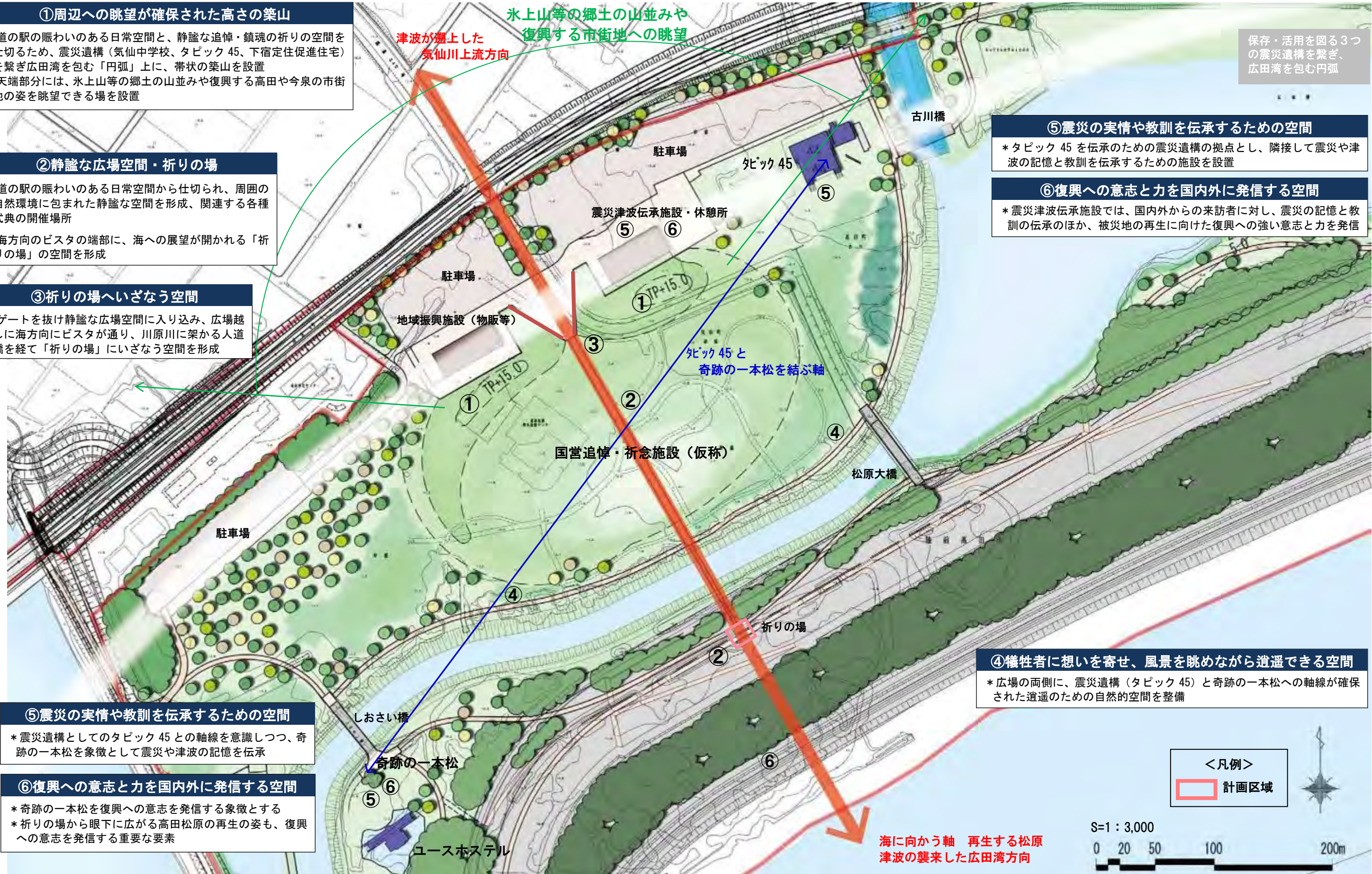
**⑥復興への意志と力を国内外に発信する空間**

- \* 震災津波伝承施設では、国内外からの来訪者に対し、震災の記憶と教訓の伝承のほか、被災地の再生に向けた復興への強い意志と力を発信

**④犠牲者に想いを寄せ、風景を眺めながら逍遙できる空間**

- \* 広場の両側に、震災遺構（タピック45）と奇跡の一本松への軸線が確保された逍遙のための自然的空間を整備

保存・活用を図る3つの震災遺構を繋ぎ、広田湾を包む円弧



本図は、空間構成の基本構造を踏まえた検討案であり、施設の位置や規模等は確定したものではない。

「国营追悼・祈念施設（仮称）」及び周辺地域の断面模式図 S=1:3,000

図-10 空間配置計画

### (3) 公園利用者の安全確保

#### 1) 公園利用者の避難の基本的考え方

計画区域は、「最大クラスの津波」が襲来した場合には、津波が防潮堤（第二線堤）を越流し、浸水する区域に位置することから、避難対象地域を計画区域全体とします。

当公園利用者は、「高田地区のかさ上げ市街地」、もしくは「今泉地区の高台市街地」に避難することを基本とし、さらに、可能な限りより高い場所を 目指して避難することを原則として検討します。

(計画区域から「高田地区のかさ上げ市街地」、「今泉地区の高台市街地」への避難について)

計画区域は、下記の条件下において、その全域が「高田地区のかさ上げ市街地」、もしくは「今泉地区の高台市街地」に避難可能な範囲にあります。(図-1 1 参照)

#### 【想定する津波】

- ・最大クラスの津波として「東日本大震災津波」と想定

資料：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 最終報告，2011 年（平成 23 年）9 月」（中央防災会議）

#### 【避難時間（避難に要することが出来る時間）】

- ・東日本大震災津波の津波到達時間（30 分）を想定し、地震発生から避難開始までのタイムラグを考慮し、避難時間を 15 分と設定

資料：「岩手県津波伝承まちづくりガイドライン，2012 年（平成 24 年）9 月」（岩手県）

#### 【避難可能距離（避難時間で徒歩により移動可能な距離）】

- ・避難時間（15 分）で、徒歩により移動可能な距離を約 1,100m と設定

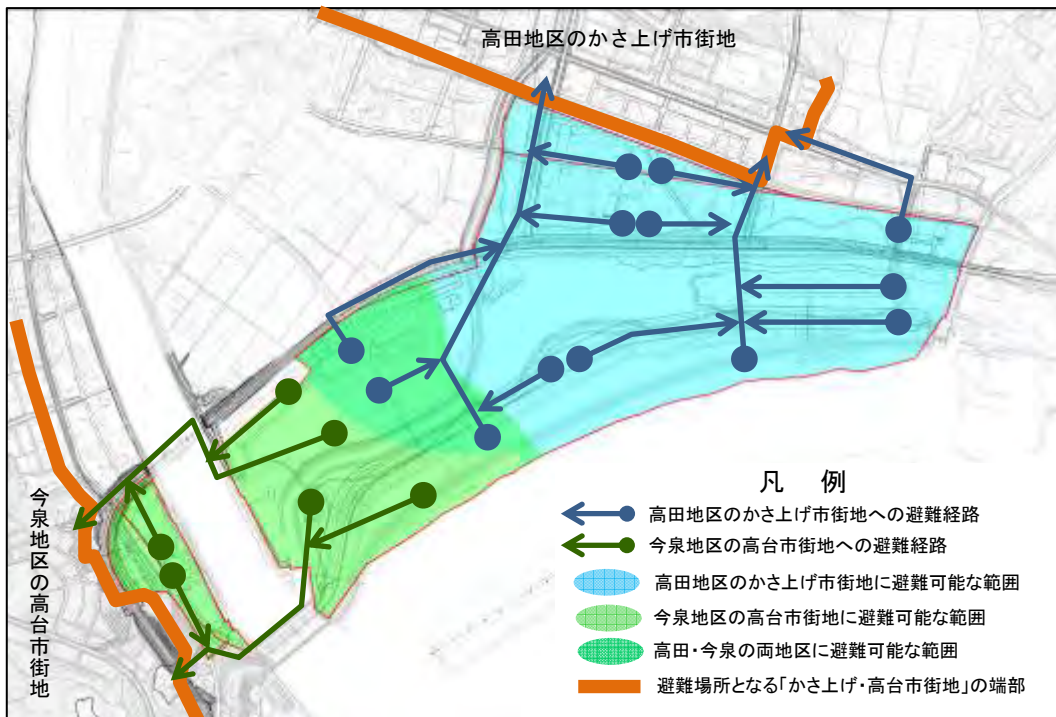
資料：「陸前高田市が計画対象区域において実施した避難訓練結果（2014 年（平成 26 年）11 月実施）」  
「岩手県津波伝承まちづくりガイドライン，2012 年（平成 24 年）9 月」（岩手県）  
「津波避難ビル等に係るガイドライン，2005 年（平成 17 年）6 月」（津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）  
「北海道南西沖地震（1993 年（平成 5 年））津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）



## 2) 避難施設の整備方針

公園利用者が安全かつ速やかに避難できることを基本とし、「高田地区のかさ上げ市街地」、あるいは「今泉地区の高台市街地」に出来る限り短距離で、かつ明確な避難経路(図-1 1 参照)を確保します。特に、避難経路となる橋梁については、安全な避難に必要な幅員や構造とします。

また、避難場所となる「高田地区のかさ上げ市街地」や「今泉地区の高台市街地」が認識しやすいように、誘導サインや目標となるランドマークの設置などにより、避難方向や避難経路の明確化を図ります。



※「高田地区のかさ上げ市街地に避難可能な範囲」及び「今泉地区の高台市街地に避難可能な範囲」は、高田地区のかさ上げ市街地、今泉地区の高台市街地の端部から、公園区域内の各地点の距離を図上(CAD)計測し、徒歩により移動可能な距離(約1,100m)にある範囲を着色したものです。

図-1 1 高田地区のかさ上げ市街地、もしくは、今泉地区の高台市街地に避難可能な範囲及び避難経路(イメージ)

なお、陸前高田市では、2014年(平成26年)7月に「陸前高田市東日本大震災検証報告書」をとりまとめ、2015年(平成27年)3月に「避難マニュアル」を策定したところであり、平成27年度以降に、地域防災計画の改定を予定しています。

これらを踏まえ、「国営追悼・祈念施設(仮称)」に設ける築山をやむを得ず避難できなかった人が緊急的に上れる場所とすることや、その他の避難施設の必要性なども含め、公園利用者の避難、避難路や築山のあり方について、引き続き慎重に検討していきます。なお、公園内での安全管理の側面から、「5. 管理・運営方針」で後述する協働体制の中で、初期段階から、避難計画や避難誘導等に関わる行政機関職員や関係諸団体等の参加を検討します。

#### (4) 教訓の伝承

##### 1) 教訓の伝承のあり方

陸前高田市は、県最南部に位置し、今後の三陸沿岸道路の延伸により、県の玄関口としての重要性がより高まることとなります。こうした立地特性を活かし、三陸沿岸地域全体の震災伝承ネットワークを形成するゲートウェイとしての役割を果たすことが期待されます。特に当公園は、震災遺構を通じて津波の脅威を実感できる場所であり、こうした環境や場のポテンシャルを最大限に活かして、津波防災文化の継承を図ります。

このうち、震災・防災学習のガイダンスや三陸沿岸における震災伝承ネットワークの導入の拠点として、重点道の駅「高田松原」と一体的に震災津波伝承施設の整備を計画します。

当公園は、上記施設を拠点として、震災遺構や防潮堤、水門等の防災施設などを通じた学びを提供するフィールドとして活用することにも留意のうえで整備します。また、市が中心市街地内に整備を計画する「(仮称)一本松記念館」とも相互の機能や役割分担を調整のうえで、効果的な整備を図ります。

施設内に計画する各種展示学習施設や震災遺構などのフィールドを活用し、震災体験者から直接学ぶことができる「語り部」活動やガイドツアーを検討します。



注：保存が決定しているもの、検討中のものを含みます

図-12 当公園を核とする周辺施設と連携した教訓伝承のイメージ

## 2) 震災遺構の保存・活用

### ①建築物の遺構

当公園内の「タピック 45」「下宿定住促進住宅」「気仙中学校」などは、被害の程度や破壊力の大きさなどの津波の脅威を後世に伝える、物言わぬ語り部として保存・活用します。これら建築物は、外部からの見学を基本としつつ、一部可能な範囲で内部を観察できるようにすることも検討します。

なお、「タピック 45」周辺に残存する折れ曲がった照明灯などの遺物も、建築物と合わせて一体的な保存・活用を検討します。

### ②石碑等

当公園内の高田松原も含めた浸水被災地域内で流出した「石碑等」の文化財等の当公園内での再建や受け入れなどについて、関係機関等とも協議しつつ今後の設計段階で検討します。

### ③その他の遺構・遺物

震災前に市の市街地が存在した区域の大半は、土地区画整理事業によるかさ上げ工事等に伴い姿を消すこととなります。一方、当公園区域内の一部には、震災前の街路、街割り、踏切等が存置されています。これらは、かつて存在した市街地の記憶を継承する貴重な存在であることから、可能な範囲で保存・活用を検討します。

なお、当公園内を通る今泉地区高台造成の土砂運搬ベルトコンベヤ等の基礎や支柱等についても、様々な復興事業を象徴する遺構として、一部活用を検討します。



図-13 建物、市街地、復興遺構の配置図・概要

## (5) 名勝高田松原の復旧・再生

### 1) 名勝の本質的価値を構成する要素

高田松原は1940年(昭和15年)、史跡名勝天然記念物保存法に基づき、名勝に指定されました。その指定基準や指定理由から考えられる本質的価値は、東北地方稀に見る「壮大優美な松原」、前面に広田湾を控え、背面に氷上山や雷神山等の緑の山々がめぐる「山紫水明の景勝地」、林相整美で「清浄な林内逍遥の適地」という要素を兼ね備えた良好な海浜の風致景観といえます。

また、高田松原は名勝指定以前から数々の災害で被害を受け、その度に再生がなされてきました。このような災害に対する再生への対応そのものが、高田松原の風致景観を維持してきた無形の要素といえます。さらに、これまで世代を超えて保全への営みが継続されてきたことにより形成されてきた、松原に対する地域住民の愛着や誇りも、名勝の本質的価値を継承する無形の要素といえます。

### 2) 名勝の復旧・再生の基本的考え方

#### ① 「壮大優美な松原」の復旧・再生

壮大優美な松原の要素をなす松林、砂嘴・砂浜について、中・長期的な視点で復旧・再生を図ります。

再生されるマツ林の面積は被災前に比べて減少するため、防潮堤の背面盛土への新規植栽等によりマツ林の規模を確保します。

また、整備後の管理・保育を継続的に実行するとともに、隣接して整備される防潮堤による景観的な影響を極力低減し、周辺景観との調和に配慮します。

#### ② 「山紫水明の景勝地」の復旧・再生

名勝区域内の視点場となる砂浜を松原と一体的に再生することにより、松原を囲繞する山々への展望を確保するとともに、前面の広田湾、背景となる氷上山や雷神山等の緑の山々と松原を一望できる視点場からの風致景観を再生します。

また、古絵図等をもとに視点場を特定し、今後の砂浜や松原の再生過程を適切に経過観察し、維持・管理に反映させます。

#### ③ 「清浄で林内逍遥適地」の復旧・再生

再生するマツ林には、静謐で逍遥に適する環境を整備するとともに、隣接する公園においてこれらと一体となった逍遥空間を整備します。

#### ④ 地域住民の生活と一体となった復旧・再生

高田松原は、名勝指定以前から、地域住民により松原を守り育てる活動が営々と行われ、戦後も植樹活動が継続されてきている等、地域住民の協働の長い歴史があります。高田松原の本質的価値を次世代に確実に継承するため、地域住民と一体となった復旧・再生を行うとともに、地域住民とともに守り育てていくために必要な仕組みを整備します。

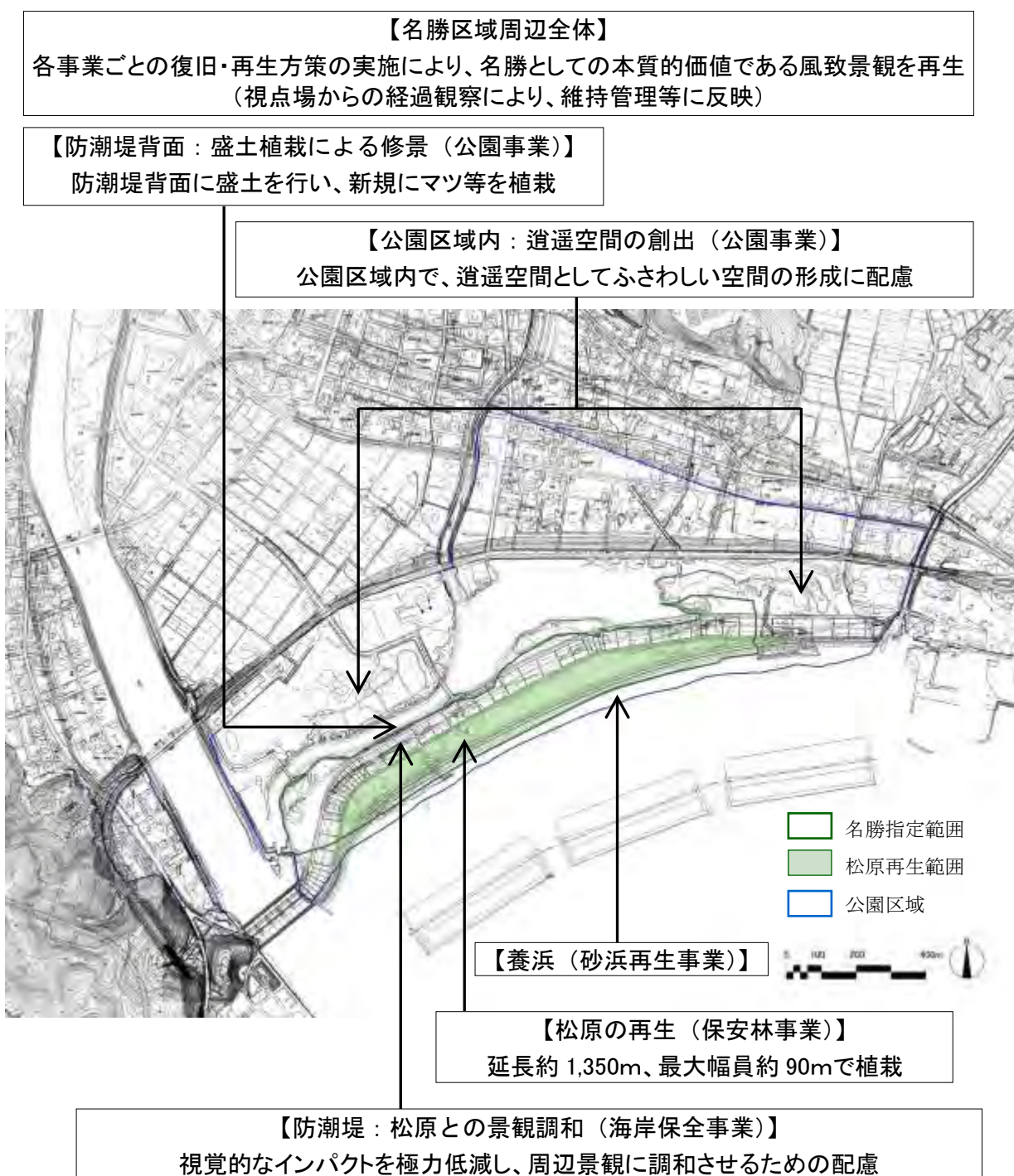


図-14 名勝高田松原の復旧・再生方策

## (6) 植栽及び自然再生

### 1) 古川沼の再生

古川沼の再生にあたっては、その時代の風景の記憶をとどめる人々が存在し、閉鎖性水域となる以前の水質が清浄であった時期にあり、また植生図が存在し当時の状況が類推できる時代である「チリ地震前後の1950年代から1960年代頃の古川沼」への再生を目指すことが考えられます。

再生目標とする当時の古川沼は、1959年（昭和34年）の植生図によれば、水際の泥質な環境にヨシ、ヒメガマ等が成育し、護岸上部にハマヒルガオやハマエンドウ等の海浜植物が繁茂していたと考えられます。その後、繁殖力の強いヨシが拡大し、震災直前の古川沼の周囲はヨシに覆われ、一部に海浜植物がみられる程度でした。



写真14 震災直前(2010年)の古川沼  
※渡辺雅史氏撮影

古川沼の再生では環境調査等を実施し、水域の状況や地域風土の環境にふさわしい整備を目指します。

### 2) 防潮堤背面盛土への植栽

防潮堤（第二線堤）の背面盛土部は、下記のような条件に十分考慮して、景観形成や防災機能等を複合的に発揮できるような植栽を行います。

- ・国営追悼・祈念施設（仮称）に直面し景観的に見られやすい位置にある
- ・海から至近距離にあり、潮風等の影響を受ける位置にある
- ・名勝再生の観点から、高田松原と一体となった植栽が重要である

### 3) その他

公園内の各区域に求められる機能を踏まえ、持続的な管理の実効性にも考慮しつつ、公園内の様々な空間の特性に応じた植栽を行います。

なお、植栽や自然再生にあたっては、地域に固有な種も活用し、郷土の自然や風景の再生を目指します。

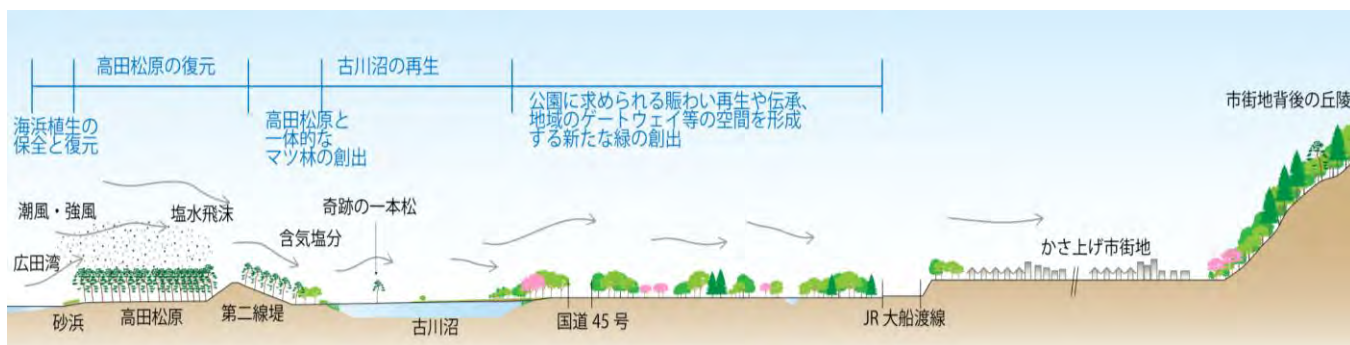


図-15 周辺環境と公園全体の断面イメージ

## (7) 中心市街地等との連携

当公園と隣接する中心市街地と連携して、地域の活性化を目指した一体的なまちづくりを行うため、市や陸前高田商工会等で検討が進められている中心市街地の計画等を踏まえながら、当公園と中心市街地間のアクセス性の向上、配置される施設相互の機能の分担・連携、公園・中心市街地相互からの景観形成等を図ります。

具体的には特に下記の点に留意します。

### 1) シンボルロード

シンボルロードは、国道 45 号から当公園や高田地区中心市街地を経て高台へと至る幹線道路として、さらには災害時の低地部から高台への避難軸として、市が整備を計画している広幅員道路です。

平時においては当公園と中心市街地を結ぶ車両動線としてのシンボル性、災害時においては当公園や道の駅からの徒歩避難者、国道 45 号通行車両などの迅速かつ円滑な避難に供することができるように整備します。

### 2) 川原川沿いの空間

氷上山を水源に、中心市街地や当公園を経て気仙川河口へ注ぐ川原川は、地域の水と緑、さらには文化の軸として重要であり、公園より上流側は市の土地区画整理事業において、水辺を活かした公園緑地としての整備が計画されています。

当公園の川原川とシンボルロードの間の空間も、市街地と当公園を有機的に結ぶ緑地空間として整備します。また、当該空間に被災後も残った市道敷の活用も念頭に置いて、歩行者動線を整備します。

### 3) 景観形成

中心市街地は、盛土によりかさ上げされる計画であり、その連続的かつ直線的な法面や、市街地に建設される建築物等が、氷上山等の山地丘陵を背景とする当公園からの眺望に人工的な印象を与える可能性があります。

このため、当公園と市街地の境界部やかさ上げ法面や、法面上の先端部等に効果的に植栽を行うことにより人工的な印象の緩和を促進します。

### 4) ソフト面での連携

当公園の計画区域内には、「奇跡の一本松」や「道の駅」、「震災津波伝承施設」、「国営追悼・祈念施設（仮称）」等の多くの来訪客が期待される施設などの整備を計画しています。また、復興後の中心市街地では、「うごく七夕まつり」や「産業まつり」をはじめとする様々な祭事、イベント等が開催される見込みです。

市や陸前高田商工会等とも連携し、公園、中心市街地双方への来訪客の立ち寄りを促すようなプログラム、イベント等の実施を検討します。

## 5. 管理・運営方針

当公園は、岩手県を代表する復興祈念公園として、犠牲者への追悼と鎮魂の場を維持し、震災の記憶と教訓の伝承や復興のありようを国内外に向け発信するとともに、再生される中心市街地や道の駅と一体となって、交流人口の増加を促し、地域の賑わい創出に貢献する管理・運営が求められます。同時に震災前の高田松原公園に存在し、陸前高田市民に親しまれてきた名勝高田松原や古川沼、あるいは運動施設なども再生することから、地域の憩いやスポーツ活動の場としての管理・運営も併せて求められます。

これら公園運営に求められる機能をバランス良く満たし、多様な活動や取り組みが展開できる環境が整えられるなど魅力あるサービスを継続的に提供できるように、国、県、市が連携して一体的かつ効率的な管理・運営を目指すとともに、市民や市民団体、地域を活動の場とする NPO 等との協働による管理・運営体制の構築を目指します。

以下に基本的考え方、取り組みの方向性、段階的な組織化の方向性を示します。

### (1) 協働による管理運営の基本的考え方

#### 1) 復興まちづくりと連携して賑わいと交流をもたらし持続的な公園づくり

多くの来訪客が期待される「奇跡の一本松」や「道の駅」、「震災津波伝承施設」、「国営追悼・祈念施設（仮称）」などの公園内の施設と、中心市街地が一体となって賑わいと交流を創出します。

また、市街地側の取り組みとも連携し、公園完成後も継続的に新たな利活用を創出し、何度も行きたくなる、持続的な公園づくりを行います。

#### 2) 地域コミュニティや市民と行政の絆の強化に寄与する公園づくり

公園の利用や、公園の管理運営活動への参加を通じて、震災後の地域コミュニティの絆を深め、さらには“ふるさと”に対する愛着の醸成を図ります。

同様に、当公園の管理運営活動を通じて、市民と行政、あるいは地域や世代を越えた連携や信頼関係を強化します。

#### 3) 計画・設計段階からの多様な主体と連携した管理運営体制づくり

公園の計画・設計段階から、市民や地域団体などが主体的に参加できるしくみをつくり、公園の供用開始時には多様な主体と連携・協働した管理運営体制を構築します。

また、当公園の利用や管理運営を通じて、市民や地域団体のみならず、震災を契機に生まれた市外、さらには県外、国外の団体などとのつながりの継続し発展させます。



## (2) 協働による管理運営の取り組みの方向性

### 1) 賑わいの再生・愛着の醸成

- ◇川原川沿いなど、中心市街地と隣接するエリアなどをはじめ、当公園と市街地を一体的に利用しうる管理運営を行います。
- ◇当公園や道の駅、中心市街地が連携し、来訪客を相互に誘引することができるプログラム、イベント等を企画し、実施します。
- ◇子供たちをのびのびと遊ばせることができる、高齢者や障害者が気軽に利用することができる、安全・安心にも配慮された管理運営を行います。

### 2) 交流・もてなしの心が伝わる公園づくり

- ◇被災地の復旧・復興支援にあたられたすべての方々に対する感謝、当公園を訪れた方々に「おもてなしの心」が伝わるような受け入れ体制を構築します。
- ◇復旧・復興支援を通じて形成された市外の団体や個人はもとより、国内外からの来訪客と市民との交流の場として利活用します。
- ◇当公園を訪れようとする、あるいは訪れた人に対して、インターネット等を活用したわかりやすい情報提供を行います。

### 3) 段階的な・継続した公園づくり

- ◇供用開始後も市民参加により継続的な公園づくり（改良、拡充）ができる管理運営を行います。
- ◇市外からでも何度も行きたくなるような公園とするため、持続的な公園づくりができる管理運営を行います。
- ◇市内の各コミュニティが活用できる空間を設けることで、お互いが切磋琢磨しながら維持管理の向上を図ります。

### 4) 公園づくりへの参加

- ◇誰もが自由に参加できるワークショップなど、計画・設計段階から公園づくりに参加・意見できる場を設けます。
- ◇供用開始前から当公園への関心や興味を醸成し、管理運営への参加を促すために、整備計画や設計内容等について、広報誌やインターネットホームページへの掲載、説明会の開催等によって広く紹介します。

### 5) 管理運営・参加体制

- ◇供用開始までの期間を利用し、段階的に管理運営組織づくりを進めます。
- ◇市内、市外を問わず、当公園の利用や管理運営に関係する様々な NPO や市民団体等が一堂に会し、相互の役割分担の調整や連携を図るための“コンソーシアム\*”的な組織づくりを進めます。

\*：複数の団体や個人が協働しながら共通の目的に沿った活動を行ったり、共通の目標に向かって人材やノウハウ、情報などを共有化したりする目的で結成する組織

- ◇国内外からの公園利用者や公園を利用したい団体等が主体的に管理運営に参加できる組織づくりを進めます。
- ◇管理運営組織は、行政以外の主体（指定管理による維持管理含む）が中心となって運営を行うことも検討します。
- ◇市民や様々な団体と行政が連携した公園の管理運営組織を構築することで、市民と行政の信頼関係・協力関係の強化を図ります。
- ◇管理運営組織等が当公園内での営利事業を展開し、利益を利用者に提供するサービスの質の向上に再投資できるしくみを検討します。
- ◇利用者のニーズの変化に対応できるよう、柔軟な管理運営を行います。
- ◇維持管理活動に対しても様々な主体の参加意欲が醸成されるよう、例えば植栽管理等を体験イベントに仕立てる等の工夫をします。

### **（３）協働による管理運営体制の段階的な組織化の方向性**

当公園で管理運営に携わる多様な主体は段階的に拡大することが想定されます。また、今後、組織化にあたっては、見出される課題に対して関係者間で主体性を持って合意形成を図り進めることが重要となります。このため、次頁以降のイメージ図）に示すよう段階的な組織化を図ることとします。当公園の供用開始までには、公園の整備、維持管理、運営等に関する主体が参加し、様々な事項を協議、決定できる組織づくりを行います。

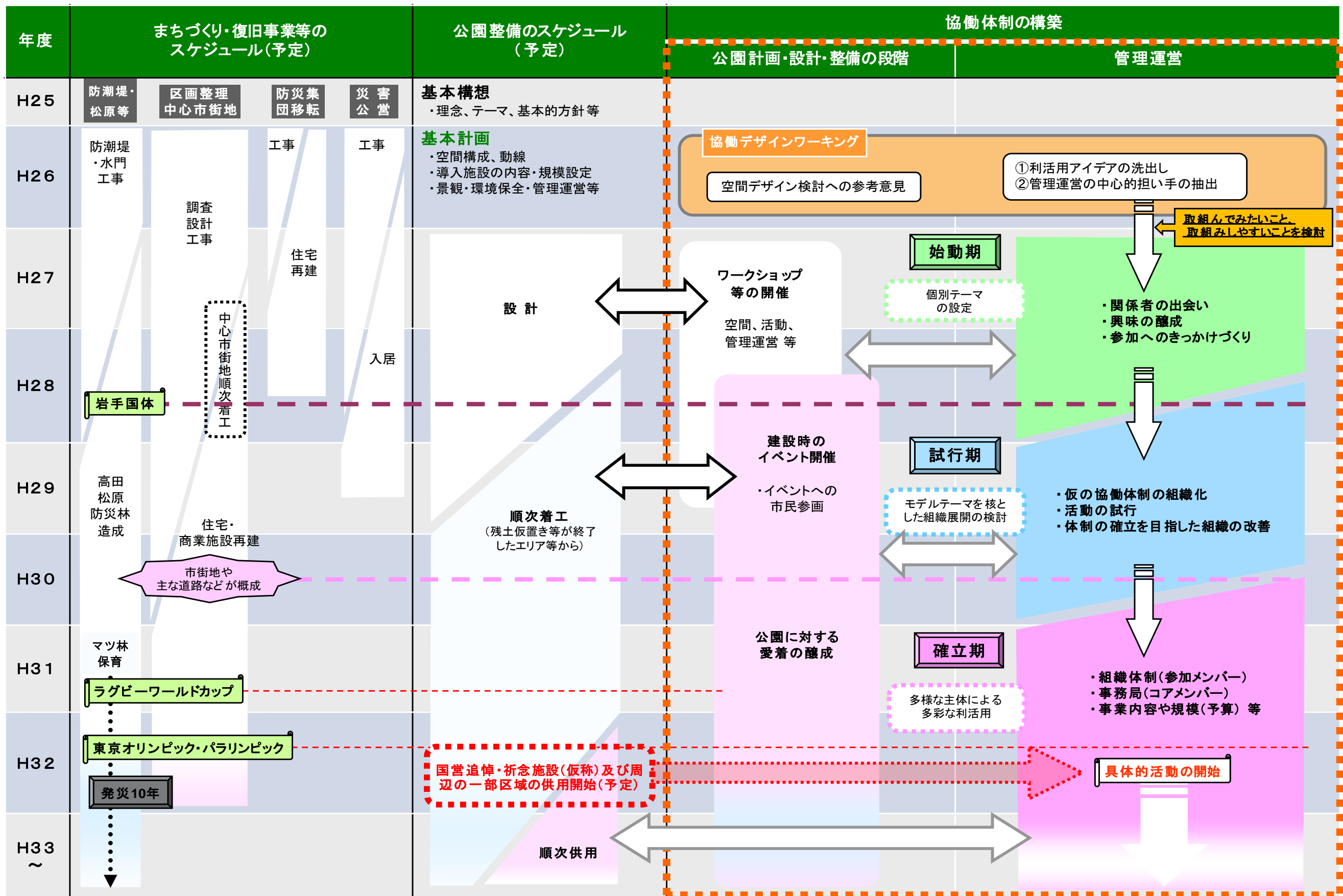


図 - 16 公園整備のスケジュールと協働体制の構築のイメージ

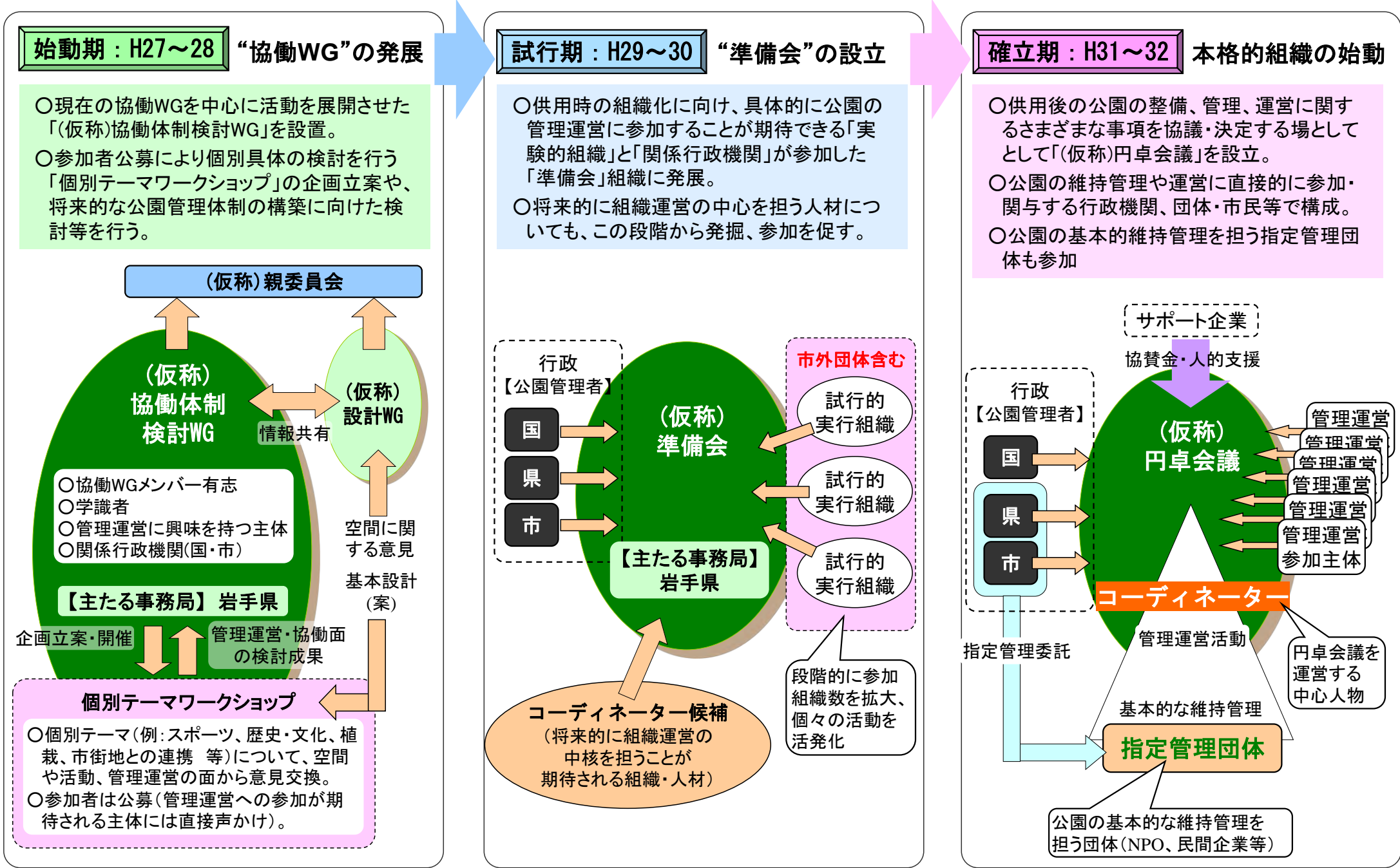


図 - 17 管理運営体制の段階的な組織化のイメージ

## 6. 今後の検討課題

以下に列記する事項については、今後の設計段階において、引き続き検討を行うこととします。

- ① 陸前高田市の地域防災計画を踏まえた公園利用者の避難、避難路や築山のあり方
- ② 名勝における視点場からの景観、市街地から当公園の見え方等、道の駅も含めたトータルな地域景観形成のあり方
- ③ 名勝に配慮した祈りの場などの整備のあり方
- ④ 東日本大震災で犠牲になられた方々の刻銘碑や、被災地域の石碑等のあり方
- ⑤ 市民等との協働による管理運営体制のあり方
- ⑥ 新しい市街地や住宅の整備に合わせ、将来のまちと公園との連携を考慮した整備のあり方
- ⑦ 地域の方々と時間をかけて協働で整備を進める段階的な整備のあり方

〔なお、本計画については、今後の検討の進捗に合わせ、必要に応じて適宜見直しを行います。〕

# 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

## 管理運営業務仕様書

岩手県県土整備部都市計画課

## 目 次

岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理運営業務仕様書	1
別記1 施設等一覧表	7
参考図 高田松原津波復興祈念公園 エリア別図面	11
別記2 施設点検要領	12
付表 公園施設点検簿	13
別記3 施設修繕内訳	20
別記4 清掃業務実施要領	21
付表 清掃業務基準明細書	22
参考図 園路広場清掃面積	23
別記5 植栽管理基準	39
付表 植栽管理基準内訳書	40
参考図 芝生面積・樹木本数	41
別記6 高田松原津波復興祈念公園安全管理マニュアル〔地震津波編〕	71
高田松原津波復興祈念公園安全管理マニュアル〔風水害・火災編〕	79
様式第1 管理日誌	89
様式第2 公園施設破損等報告書	90
様式第3 有料公園施設利用台帳（ 年 月分）	91
様式第4 行為許可記録簿（ 年度）	92
様式第5 事故報告書	93
様式第6 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理運営状況（令和 年 月分）について	94

# 岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理運営業務仕様書

## 第1章 総 則

(適用)

第1 この仕様書は、指定管理者が行う岩手県立高田松原津波復興祈念公園（以下「公園」という。）の管理運営業務（以下「業務」という。）について適用する。

(業務の履行)

第2 指定管理者は、本仕様書及び関係法令の規定に基づき、業務を履行するものとする。

2 指定管理者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務遂行上必要と認められる事項については、指定管理料及び利用料金収入の範囲内において実施するものとする。

(指示の履行)

第3 指定管理者は、県(沿岸広域振興局及び大船渡土木センターを含む。以下同じ。)の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

2 指定管理者は業務に必要な範囲内において、関係機関等と連絡調整を行うものとする。

(管理日誌)

第4 指定管理者は、指定期間中における業務の実施結果等について、管理日誌(様式第1)に記録しなければならない。

2 前項の管理日誌は、県から求められた場合には速やかに提出しなければならない。

## 第2章 従 業 者

(従業者の配置等)

第5 指定管理者は、業務を円滑に遂行するため、業務に適した者を適時適切に配置するものとする。

2 指定管理者は、統一した名札等を定め、業務に従事する者(以下「従業者」という。)であることを明確にしなければならない。

3 指定管理者は、利用者への窓口又は電話による利用案内等に対応するため、第7及び第8に規定する有料公園施設の供用期間及び供用時間においては、公園管理事務所(以下「事務所」という。)に最低1人を常駐させることを原則とする。

(サービス)

第6 指定管理者は、従業者に公の施設の業務に従事するものであることを自覚させ、利用者への対応、作業態度等に十分に注意を払うよう徹底しなければならない。

2 指定管理者は、従業者に業務上知り得たことを他に漏らさないよう徹底しなければならない。

## 第3章 供 用

(供用期間)

第7 公園の供用期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。ただし、公園の有料公園施設にあっては、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。



(供用時間)

第8 公園の有料公園施設の供用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の供用時間を延長する場合は、指定管理者は大船渡土木センターにその旨通知するものとし、短縮する場合は、指定管理者は大船渡土木センターにその旨協議するものとする。

## 第4章 施設管理

(施設管理)

第9 指定管理者は、公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき県が許可している公園施設を除く。以下同じ。）及び県が貸与する備品を、適正かつ良好な状態で管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、別記1「施設等一覧表」の公園施設の維持管理のため、次の予防保全及び事後保全を行うものとする。

- (1) 予防保全 定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性、機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止する。
- (2) 事後保全 劣化損傷に対して取替・補修を行い、安全性、機能性、美観を回復する。

(予防保全)

第10 指定管理者は、毎日公園を巡視し、別記2「施設点検要領」により対象施設等を点検するものとする。

- 2 点検により施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行うとともに、軽微なものを除き、公園施設破損等報告書（様式第2）等により大船渡土木センターに報告するものとする。
- 3 前項の措置のほか、異常のあった箇所及び内容並びに行った処理の内容について、管理日誌に記載するものとする。
- 4 指定管理者は、前項の措置を行うほか、軽易な補修を行うため最低限必要な器具・機材類を指定管理料の範囲内において常時備えておくものとする。

(事後保全)

第11 指定管理者は、事後保全に係る施設補修として、別記3「施設修繕内訳」による修繕工事等を実施するものとする。

- 2 指定管理者は、利用者による対象施設等の破損・盗難等の事件を発見したときは、速やかに所轄の警察署に通報するとともに、第10第2項の例により大船渡土木センターに報告するものとする。

(法定点検等)

第12 指定管理者は、次に掲げる法令により点検等が義務付けられている施設又は安全上若しくは保安上点検等が特に必要と認められる施設について、点検等の措置を行うものとする。この場合において、当該点検項目及び内容等はそれぞれの法令等に従うものとする。

- (1) 消防設備等（消防法）
- (2) 自家用電気工作物（電気事業法）

(3) 空調設備（フロン排出抑制法）

(4) 夜間警備設備

(5) 換気設備

（光熱水費等の支払い）

第 13 指定管理者は、光熱水費等の支払いを行うものとする。

## 第 5 章 清 掃

（清掃）

第 14 指定管理者は、公園施設の美観の保持及び快適な環境の保全のため、次に掲げる事項に配慮し、別記 4 「清掃業務実施要領」に準拠して定期的に清掃を行うほか、随時必要な措置を行うものとする。

(1) 公園の利用者の妨げとならないよう作業を実施すること。

(2) 廃棄物及び回収物等は、速やかに、かつ、適正に搬出又は処理すること。

(3) 劇薬の取扱い及び管理については、十分に注意すること。

## 第 6 章 植 栽 管 理

（植栽管理）

第 15 指定管理者は、公園の芝生、樹木等の維持管理のため、別記 5 「植栽管理基準」に準拠して必要な措置を行うものとする。

## 第 7 章 有料公園施設

（有料公園施設の利用許可）

第 16 指定管理者は、県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号。以下「条例」という。）第 22 条第 1 項第 3 号に規定する業務（行政手続条例（平成 8 年岩手県条例第 3 号）第 2 条第 5 号に定める不利益処分を含む。）を行うに当たっては、条例及び行政手続条例を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、行政手続条例第 5 条で定める審査基準、同条例第 6 条で定める標準処理期間及び同条例第 12 条で定める処分の基準について、県とあらかじめ協議のうえこれらを定め、管理事務所に備えておくものとする。

3 指定管理者は、行政手続条例第 2 条第 5 号に定める不利益処分を行うに当たっては、知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成 6 年岩手県規則第 204 号）の規定に準じた手続を、あらかじめ定めておくものとする。

4 指定管理者は、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 7 条第 2 項の許可をするときは、申請者に対し、県立都市公園条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 51 号。以下「規則」という。）の別に定める様式第 14 号に準ずる有料公園施設使用許可書を交付しなければならない。

（利用料金の収納）

第 17 指定管理者は、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 7 条第 2 項の規定による許可

を受けた者から利用料金を収納する。

- 2 前項の利用料金は、条例第 23 条第 4 項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。
- 3 指定管理者は、有料公園施設利用台帳（様式第 3）を備え、利用の状況を明らかにしておくものとする。
- 4 指定管理者は、条例第 24 条において準用する条例第 14 条の規定を適用した場合における有料公園施設台帳への記載については、全額免除の場合には備考欄に別掲扱いで、一部免除の場合は備考欄に再掲扱いで、それぞれ免除の理由、使用料の区分、免除した額及び件数を記入するものとする。

## 第 8 章 利用管理等

### （利用案内等）

第 18 指定管理者は、公園利用者等に次に掲げる各種情報を対面、電話又は園内放送等の手段により適時適切に伝達するものとする。

- (1) 施設の内容及び配置、使用手続等のガイダンス
- (2) 迷子及び忘れ物等の情報
- (3) 災害時の避難等に関する情報
- (4) その他公園管理上必要と認められる情報

2 指定管理者は、各種媒体を活用し、広く公園に関する情報を提供し、利用の促進に努めるものとする。

3 指定管理者は、公園利用者等からの苦情・提言等について受け付け、対応しなければならない。

### （利用指導等）

第 19 指定管理者は、公園の保全上又は機能の増進のため、次に掲げる事項について個別又は包括的に指導等を行うものとする。

- (1) 公園内での禁止行為又は危険行為の予防又は制止のための指導
- (2) 公園施設の正しい使用方法等に関する指導
- (3) その他公園管理上必要な指導又は調整等

2 指定管理者は、前項の業務を実施するため、毎日、園内の巡回を行うものとする。

### （行為の許可）

第 20 指定管理者は、条例第 22 条第 1 項第 1 号及び同項第 4 号に規定する業務を行うに当たっては、法、条例及び行政手続条例を遵守するとともに、必要に応じて県の指示に従うものとする。

2 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の業務について準用する。

3 条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 3 条第 1 項の許可申請は、規則の別に定める様式第 5 号又は様式第 6 号に準じて指定管理者が定める申請書により申請させるものとする。

4 指定管理者は、前項の許可をするときは、申請者に対し規則の別に定める様式第 12 号又は様式第 13 号に準じて指定管理者が定める許可書を交付しなければならない。

5 指定管理者は、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者から利用料金を収納する。

6 前項の利用料金は、条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、当該指定管理者の収入とする。

7 指定管理者は、行為許可記録簿（様式第 4）を備え、許可の状況を明らかにしておくものとする。

（事故の処理）

第 21 指定管理者は、人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか、救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。

2 指定管理者は、利用者の金品の盗難、紛争等の事件が発生した場合には、所轄の警察署に通報するものとする。

3 指定管理者は、事故・事件（以下「事故等」という。）の内容の如何にかかわらず、当事者又は目撃者等から場所及び経緯並びに住所、氏名及び保護者名等を聴取し、原因の究明に努めるとともに、管理上の改善が必要と認められる事項については、速やかに対応するものとする。この場合において、住所、氏名及び保護者名等個人情報に関する事項の聴取については事故処理に必要な範囲に限定するとともに、その情報の取扱いについては十分に注意しなければならない。

4 指定管理者は、事故報告書（様式第 5）等により事故等の顛末を大船渡土木センターに報告するものとする。

5 指定管理者は、携帯できる救急医薬品等を常備しておかななければならない。

（調査等）

第 22 指定管理者は、供用期間中は次に掲げる事項について毎日調査し、第 4 に規定する管理日誌に記載しなければならない。

(1) 気温・天候等

(2) 利用者数（概算）

(3) 駐車場利用台数（概算）

（災害対策）

第 23 指定管理者は、公園に関わる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、別に県が定める都市計画課災害応急対策マニュアル及び別記 6 「高田松原津波復興祈念公園安全管理マニュアル」に従って所要の対応をしなければならない。

2 県は、前項に規定するマニュアルを変更しようとする場合には、指定管理者に関わる部分についてあらかじめ指定管理者に協議しなければならない。

3 指定管理者は、関係機関と協力しながら、第 1 項に規定するマニュアルにより定期的に利用者の避難等に係る訓練を実施するものとする。

（報告等）

第 24 指定管理者は、毎月の業務の状況について、「岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理運営状況(令和 年 月分)について」（様式第 6）により、次の書類を添えて、翌月 10 日までに大船渡土木センターに提出するものとする。

- (1) 第17第3項に規定する有料公園施設利用台帳の写し
- (2) 第20第7項に規定する行為許可記録簿の写し

## 第9章 連 携

(関係機関との連携)

第25 公園内の施設の管理者で構成する高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行うものとする。

(協働グループ等との連携)

第26 公園の管理運営と一緒に取り組む協働グループと積極的に連携を図りながら、公園の管理運営における市民協働体制の充実・発展に資する取組を行うものとする。

## 別記1

## 施設等一覧表

エリア名	①国営西エリア	
名称	数量	構造等
面積	61,500m <sup>2</sup>	
園路及び広場	5,710.0m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(g)(40-100-100).-2(g)(40-100-10)、 砕石舗装-1(t100)、緑化舗装(40-20-110-150)
樹木	413本	高木413本
芝生地	17,486.9m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
木柵(ロープ柵)	151.7m	木製
車止め	4基	アルミ合金継目無管
伝承案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×H2100 t19.0
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 H959 t16.0
解説サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	7基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
スピーカー	7基	H6300 丸形鋼管
駐車場	1箇所	86台
プルボックス	2基	□300×200

エリア名	②松原大橋～気仙川水門エリア	
名称	数量	構造等
面積	40,000m <sup>2</sup>	
園路及び広場	3,728.1m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(g)(40-100-100).- 2(g)(40-100-10)、砕石舗装-1(t100)
樹木	6,783本	高木568本、低木6215株
芝生地	13,340.9m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
車止め	8基	アルミ合金継目無管
震災遺構柵-1	116.9m	縦棧 H1100 W2000
チェーンポール	5本	新規設置11.7m / アルミキャスト+スチールタイプ
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
伝承案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×H2100 t19.0
伝承案内サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 H959 t16.0
解説サイン小	3基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	7基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
手摺サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 200×500×H1007 t9
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
スピーカー	7基	H6300 丸形鋼管
鋼製ロープ柵	250.3m	鋼製
プルボックス	2基	□300×200

別記1

施設等一覧表

エリア名	③古川沼周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	115,800m <sup>2</sup>	
園路及び広場	19,352.4m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(g)(40-100-100).-2(g)(40-100-10)、 砕石舗装-1(t100)、黒アスファルト-1(40-100-100).-2(40-100-10)
樹木	8,520本	高木2318本、低木6202株
芝生地	9,967.0m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
車止め	6基	アルミ合金継目無管
丸太階段	11.4m <sup>2</sup>	木材
管理事務所	1棟	454m <sup>2</sup> 、木造
案内サイン大	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
解説サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	18基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
手摺サイン	3基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 200×500×H1007 t9
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
記名サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 3780×500 PL1.5t
スピーカー	8基	H6300 丸形鋼管
駐車場	4箇所	368台
排水ポンプ	1基	0.75kW×2
高圧キュービクル	1基	H2300×W2500
タイトランス盤	1基	W900×D1200×H1800(仮)

エリア名	④タピック45周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	53,000m <sup>2</sup>	
園路及び広場	6,821.7m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(g)(40-100-100).-2(g)(40-100-10)、 黒アスファルト-1(40-100-100).-2(40-100-10)砂利舗装(t50)、 透水性砕石-1(t100) 砕石舗装-1(40-100) 砕石舗装-1(40-100)
樹木	176本	高木176本
芝生地	27,915.6m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
車止め	27基	アルミ合金継目無管
震災遺構柵-1	477.8m	縦棧 H1100 W2000
震災遺構扉-1	1箇所	ワイヤーSUS W1000
震災遺構扉-2	2箇所	縦棧 H1100 W2160
石ベンチ	3箇所	30.0m / 石材
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
伝承案内サイン大	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×H2100 t19.0
伝承案内サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
解説サイン大	3基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 H959 t16.0
解説サイン小	5基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	4基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
ブロック階段-1	2箇所	59.5m <sup>2</sup>
ブロック階段-2	1箇所	52.4m <sup>2</sup>
グレーチング階段	1箇所	2.0m <sup>2</sup>
グレーチングスロープ	1箇所	17.5m <sup>2</sup>
フトンカゴA	3箇所	480.4m
フトンカゴB	2箇所	136.0m
フトンカゴC	3箇所	102m
スピーカー	5基	H6300 丸形鋼管
駐車場	1箇所	17台
プルボックス	7基	□300×200

## 別記1

## 施設等一覧表

エリア名	⑤川原川エリア	
名称	数量	構造等
面積	44,000m <sup>2</sup>	
園路及び広場	2,316.4m <sup>2</sup>	透水性アスファルト(40-150-50)、透水性脱色アスファルト-1(b)(40-100-100)、敷石舗装(1500×500×250)
樹木	164本	高木164本
芝生地	38,253.8m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
解説サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
石ベンチ	3箇所	37.8m / 石材
フトンカゴC	2箇所	86.0m / 溶接金網
フトンカゴD	2箇所	350.0m / 溶接金網
スピーカー	3基	H6300 丸形鋼管
公園灯分電盤	1基	W600×D200×H800

エリア名	⑥下宿定住促進住宅周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	18,700m <sup>2</sup>	
園路及び広場	2,146.9m <sup>2</sup>	黒アスファルト-1(t160)、透水性脱色アスファルト-2(b)(t100)、碎石舗装(t100)
芝生地	5,455.8m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
伝承案内サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 H959 t16.0
水生植物プール	3箇所	参考:約570m <sup>2</sup> / 水深0.25×0.2×0.8m、防水シートヤシ繊維ロールφ200、粘性土層t150 植栽基盤移植t150 連通管φ300
仮設柵	45.4m	—
震災遺構柵-1	252.7m	縦棧 H1100 W2000
震災遺構柵-3	60.8m	横棧 H1100 W2000
震災遺構扉-3	2箇所	ワイヤーSUS W3000
便所	1棟	参考:約40m <sup>2</sup>
駐車場	2箇所	73台
公園灯分電盤	1基	W600×D200×H800
プルボックス	6基	□300×200



## 別記1

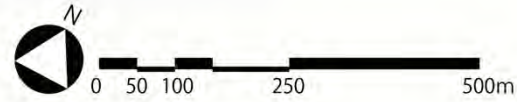
## 施 設 等 一 覧 表

エリア名	⑦気仙中学校周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	67,000m <sup>2</sup>	
園路及び広場	13,875m <sup>2</sup>	黒アスファルト-1(40-160)、透水性アスファルト(40-100-10)
芝生地	20,540.9m <sup>2</sup>	ノシバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
車止め	22基	アルミ合金継目無管
ブロック階段-3	3箇所	33.8m <sup>2</sup>
震災遺構扉-2	2箇所	縦棧 H1100 W2160
震災遺構柵-1	234.6m	縦棧 H1100 W2000
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
伝承案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×H2100 t19.0
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 H959 t16.0
解説サイン小	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	5基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
便所	1棟	木造
駐車場	1箇所	24台
スピーカー	2基	H6300 丸形鋼管
公園灯分電盤	1基	W600×D200×H800
プルボックス	8基	□300×200

# 高田松原津波復興祈念公園



県管理エリア  
 国管理エリア  
 市管理エリア



## 別記2

### 施設点検要領

- 1 従業者は、別記2付表「公園施設点検簿」により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所定の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌（様式第1）に記入する。

公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		①国営西エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病害虫 ⑤徒長	
		⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病害虫 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
木柵 (ロープ柵)		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ (⑤塗装)	
		⑥その他	
車止め		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
伝承案内サイン 大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
解説サイン 大・小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
矢羽サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	

施設名	点検箇所	点検項目
スピーカー	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触
		④地下ケーブル露出 ⑤その他
	ポール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
	配線	①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器
		⑥漏電 ⑦その他
駐車場	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )
		⑤清掃 ⑥その他
プルボックス	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他

公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		②松原大橋～気仙川水門エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病害虫 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病害虫 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
車止め		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
震災遺構 柵-1 独立 基礎		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装	
		⑥その他	
震災遺構 柵-1 布基 礎		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装	
		⑥その他	
チェーン ポール		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
案内サイン 大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
伝承案 内サイン 大・小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
解説サイン 大・小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
矢羽・手 摺サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	

施設名	点検箇所	点検項目
スピーカー	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触 ④地下ケーブル露出 ⑤その他
	ポール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
	配線	①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器 ⑥漏電 ⑦その他
ロープ柵		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤その他
プルボックス	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他

公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		③古川沼周辺エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
管理事務所	本体	①損傷 ②塗装 ③清掃 ④落書き ⑤その他	
	備品	①損傷 ②数量不足 ③その他	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病虫害 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病虫害 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
車止め		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
丸太階段		①破損 ②亀裂 ③すりへり ④沈下 ⑤その他	
案内サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
解説サイン小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
矢羽・手摺サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
記名サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
スピーカー	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触	
		④地下ケーブル露出 ⑤その他	
	ボール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他	
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他	
配線		①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器	
		⑥漏電 ⑦その他	

施設名	点検箇所	点検項目
駐車場	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )
		⑤清掃 ⑥その他
排水ポンプ		①破損 ②つまり ③ポンプ不良 ④その他
高圧キュービクル	受配電盤設備	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
タイトランス盤	受配電盤設備	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他

公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		④タピック45周辺エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病虫害 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病虫害 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
車止め		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
ブロック階段	本体	①破損 ②亀裂 ③すりへり ④沈下 ⑤その他	
	手すり	①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
グレーチング階段	本体	①破損 ②亀裂 ③すりへり ④沈下 ⑤その他	
	手すり	①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
グレーチングスロープ	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
震災遺構扉-1		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤表示不明	
		⑥施錠 ⑦油切れ ⑧その他	
震災遺構柵-2		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装	
		⑥その他	
フトンカゴ		①破損 ②腐食 ③塗装 ④ぐらつき ⑤汚れ	
		⑥固定不良 ⑦溶接不良 ⑧その他	
石ベンチ		①ぐらつき ②汚れ ③固定不良 ④その他	
案内サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	

施設名	点検箇所	点検項目
伝承案内サイン大・小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
解説サイン大・小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
矢羽サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
スピーカー	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触
		④地下ケーブル露出 ⑤その他
	ポール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
	配線	①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器 ⑥漏電 ⑦その他
駐車場	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )
		⑤清掃 ⑥その他
プルボックス	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他

公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		⑤川原川エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病虫害 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病虫害 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
フトンカゴ		①破損 ②腐食 ③塗装 ④ぐらつき ⑤汚れ	
		⑥固定不良 ⑦溶接不良 ⑧その他	
石ベンチ		①ぐらつき ②汚れ ③固定不良 ④その他	
案内サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
解説サイン小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
矢羽サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	

施設名	点検箇所	点検項目
スピーカー	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触
		④地下ケーブル露出 ⑤その他
	ポール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
公園灯分電盤	配線	①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器
		⑥漏電 ⑦その他
公園灯分電盤	受配電盤設備	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他



公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		⑥下宿定住促進住宅周辺エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病害虫 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病害虫 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
水生植物プール	水	①水量 ②水質 ③ゴミ ④生物 ⑤漏水 ⑥その他	
	外柵	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④施錠 ⑤その他	
	護岸	①破損 ②亀裂 ③沈下 ④その他	
震災遺構扉		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤表示不明	
		⑥施錠 ⑦油切れ ⑧その他	
震災遺構柵		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装	
		⑥その他	
仮設柵		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装	
		⑥その他	
案内サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
伝承案内サイン小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
解説サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	

施設名	点検箇所	点検項目
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
便所	本体	①損傷 ②塗装 ③清掃 ④落書き ⑤その他
	窓・扉	①破損(ガラス、蝶番、扉、錠、窓枠) ②落書き ③その他
	便器	①破損 ②汚れ ③その他
	水洗器具	①破損 ②故障(タンク、コック、バルブ)
	(給水施設)	③つまり ④漏水 ⑤その他
	排水施設	①破損 ②つまり ③その他
駐車場	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )
		⑤清掃 ⑥その他
公園灯分電盤	受配電盤設備	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
プルボックス	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他

## 公園施設点検簿

- 1 従業者は、次の公園施設点検簿により点検し、異常があるときは所要の措置を行う。
- 2 所要の措置が完了した後、異常のあった箇所、異常内容及び処理内容を管理日誌(様式第1)に記入する。
- 3 必要に応じて点検項目を増減して差し支えありません。

「チェックリスト様式」

公園施設点検簿	年度	調査員:	調査日:令和 年 月 日
点検エリア名		⑦気仙中学校周辺エリア	
施設名	点検箇所	点検項目	
園路	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
広場		①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )	
		⑤清掃 ⑥その他	
植栽	樹木	①枯損 ②倒れ ③枝折れ ④病害虫 ⑤徒長 ⑥ラベル損傷 ⑦支柱損傷 ⑧雑草 ⑨その他	
	芝生(地)	①枯損 ②病害虫 ③雑草 ④清掃 ⑤その他	
車止め		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
ブロック階段	本体	①破損 ②亀裂 ③すりへり ④沈下 ⑤その他	
	手すり	①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤その他	
震災遺構扉		①破損 ②腐食 ③ぐらつき ④塗装 ⑤表示不明	
		⑥施錠 ⑦油切れ ⑧その他	
震災遺構柵		①破損 ②倒れ ③腐食 ④ぐらつき・ゆるみ ⑤塗装	
		⑥その他	
便所	本体	①損傷 ②塗装 ③清掃 ④落書き ⑤その他	
	窓・扉	①破損(ガラス、蝶番、扉、錠、窓枠) ②落書き ③その他	
	便器	①破損 ②汚れ ③その他	
	水洗器具	①破損 ②故障(タンク、コック、バルブ)	
	(給水施設)	③つまり ④漏水 ⑤その他	
	排水施設	①破損 ②つまり ③その他	
	手洗い	①破損(鏡、蛇口、洗面台) ②汚れ ③その他	
案内サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	
伝承案内サイン大		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装	
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他	

施設名	点検箇所	点検項目
解説サイン大・小		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
矢羽サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
誘導サイン		①破損 ②腐食 ③倒れ ④傾き・ぐらつき ⑤塗装
		⑥表示不明 ⑦ボルト ⑧落書き ⑨文字のかすれ ⑩その他
スピーカー	引込み	①切断 ②たるみ ③樹木等への接触 ④地下ケーブル露出 ⑤その他
	ポール	①破損 ②ぐらつき ③腐食 ④塗装 ⑤その他
	灯具	①破損 ②紛失 ③腐食 ④点灯 ⑤清掃 ⑥その他
	配線	①破損 ②露出 ③自動点滅器 ④スイッチ ⑤安定器 ⑥漏電 ⑦その他
駐車場	路面	①破損( ) ②不陸 ③排水不良 ④障害物( )
		⑤清掃 ⑥その他
公園灯分電盤	受配電盤設備	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他
プルボックス	配線配管	①破損 ②故障 ③腐食 ④その他

施 設 修 繕 内 訳

施設等の場所	修繕施設等名称	数量	施工方法等	摘要
施設全般	(経常修繕)	一式	修繕工事、部品交換等について、管理代行料の範囲内で実施する。	1件当たり年間50万円以上の工事が複数となる場合は、あらかじめ県と協議すること。

清掃業務実施要領

1 建物清掃

- (1) 公園内の建物の清掃場所は次のとおりとする。
  - ・ 管理棟（古川沼周辺エリア）
  - ・ トイレ2棟（下宿定住促進住宅周辺エリア、気仙中学校周辺エリア）
- (2) 清掃方法及び作業頻度は、別記4付表「清掃業務基準明細表」のとおりとする。

2 園路・広場清掃

- (1) 園路・広場清掃は、別記4参考図における清掃範囲を対象とする。
- (2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路や排水構造物等の工作物を清潔な状態に保つものとする。
- (3) 公園利用者が直接触れる手すり等は、汚れやコケ、鳥の糞等が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うものとする。
- (4) 園路・広場清掃の回数は1回／2週を原則とするが、大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には、指定管理者の判断により当該箇所を重点的に行うなど、方法や作業頻度は任意とする。
- (5) ゴミ収集は、ゴミ、空き缶など取りこぼしのないよう集め、陸前高田市で決められた分別区分に従って分別・回収を行い、適切に処理するものとする。

清掃業務基準明細書

(注) この清掃業務内容明細書は、標準としてお示しするものです(良好な状態が維持されれば、方法及び作業頻度は任意です。)

1 主な清掃場所と方法

場 所 方法	管 理 事 務 所										便 所															
	床 面	壁 面	ガ ラ ス		便 所					く ず か ご	建 物 廻 り	下 宿 定 住 促 進 住 宅 周 辺 エ リ ア						気 仙 中 学 校 周 辺 エ リ ア								
			高 所	低 所	床 面	壁 面	手 洗 器 ・ 鏡	便 器	廃 棄 物 容 器			扉 の 取 手	床 面	壁 面	手 洗 器 ・ 鏡	便 器	廃 棄 物 容 器	ガ ラ ス	建 物 廻 り	床 面	壁 面	手 洗 器 ・ 鏡	便 器	廃 棄 物 容 器	ガ ラ ス	建 物 廻 り
掃 き 掃 除	1/週				1/週							2/週						2/週								
拭 き 掃 除	1/週		2/年	2/年	1/週		1/週	1/週		1/週			2/週	2/週	2/週		2/週		2/週	2/週	2/週			2/週		
洗 浄	1/週							1/週								2/週							2/週			
ワ ッ ク ス 塗 布	2/年																									
つ や 出 し 磨 き	2/年																									
汚 れ 落 と し		1/週			1/週					1/週																
ゴ ミ 拾 い											適						適								適	
ゴ ミ 回 収 ・ 処 理										1/週																
ド ロ 上 げ																										
除 草											適						適								適	

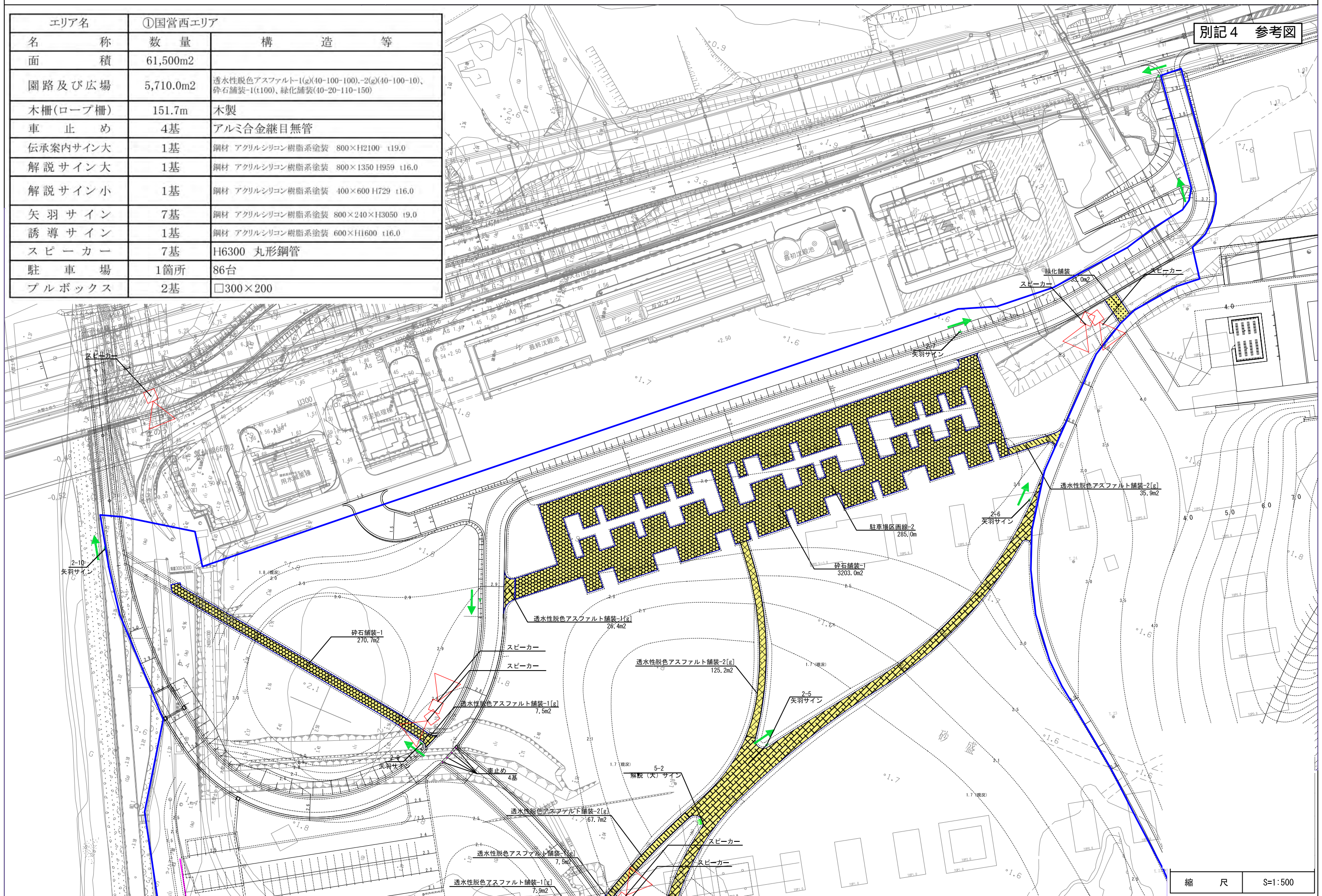
※ 適:適宜実施

2 その他の事項

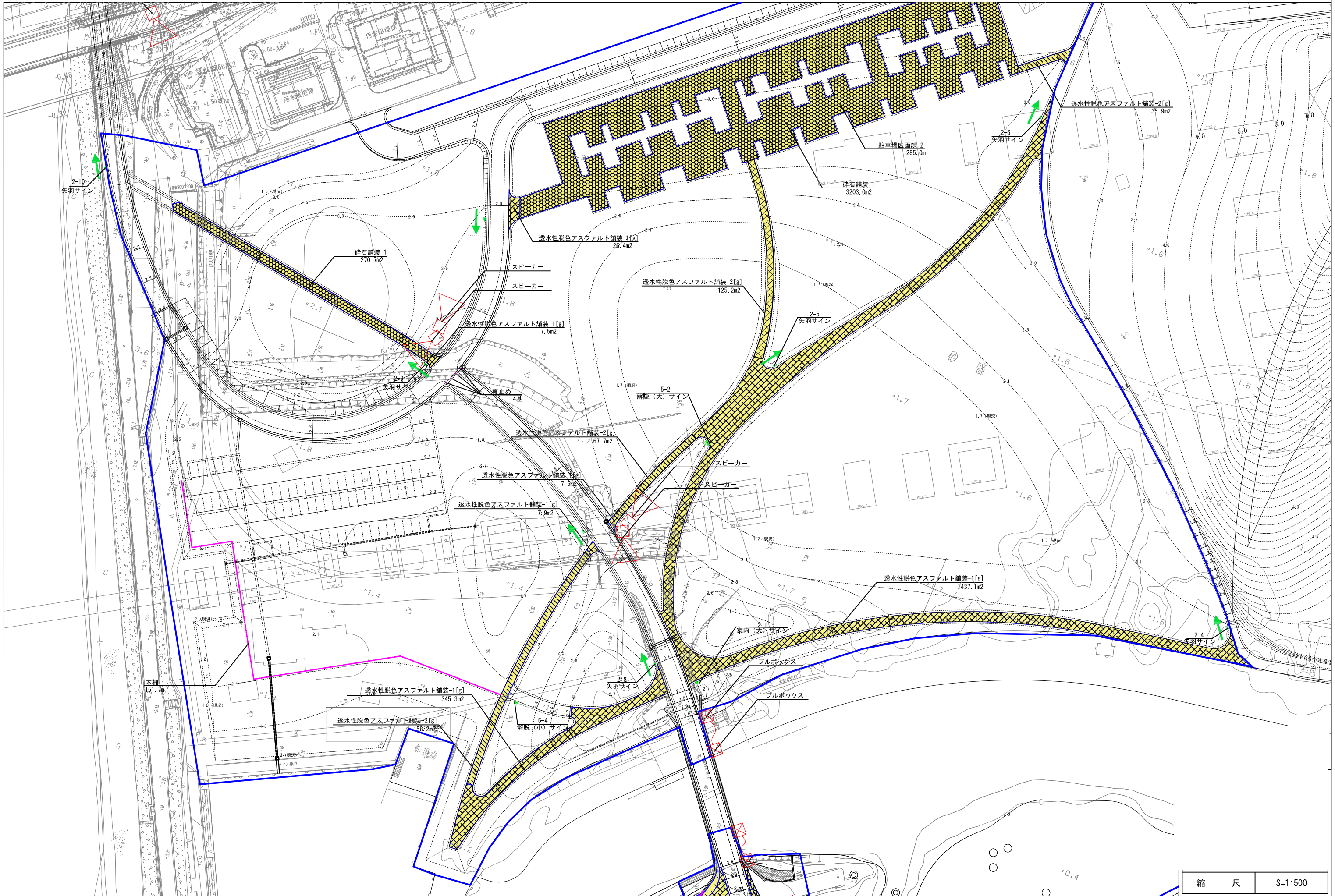
- (1) 落書きは速やかに消すこと。
- (2) 手が触れる箇所を水洗いしたときは、必ず乾布で拭くこと。
- (3) 便所のトイレトーパー、石けん水は常に補充しておくこと。
- (4) 建物廻りは適宜散水すること。
- (5) くずかごの設置は必要最低限とすること。

エリア名		①国営西エリア	
名称	数量	構造等	
面積	61,500m <sup>2</sup>		
園路及び広場	5,710.0m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(a)(40-100-100)-2(a)(40-100-10)、碎石舗装-1(t100)、緑化舗装(40-20-110-150)	
木柵(ロープ柵)	151.7m	木製	
車止め	4基	アルミ合金継目無管	
伝承案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×H2100 t19.0	
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 H959 t16.0	
解説サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0	
矢羽サイン	7基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0	
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0	
スピーカー	7基	H6300 丸形鋼管	
駐車場	1箇所	86台	
プルボックス	2基	□300×200	

別記4 参考図

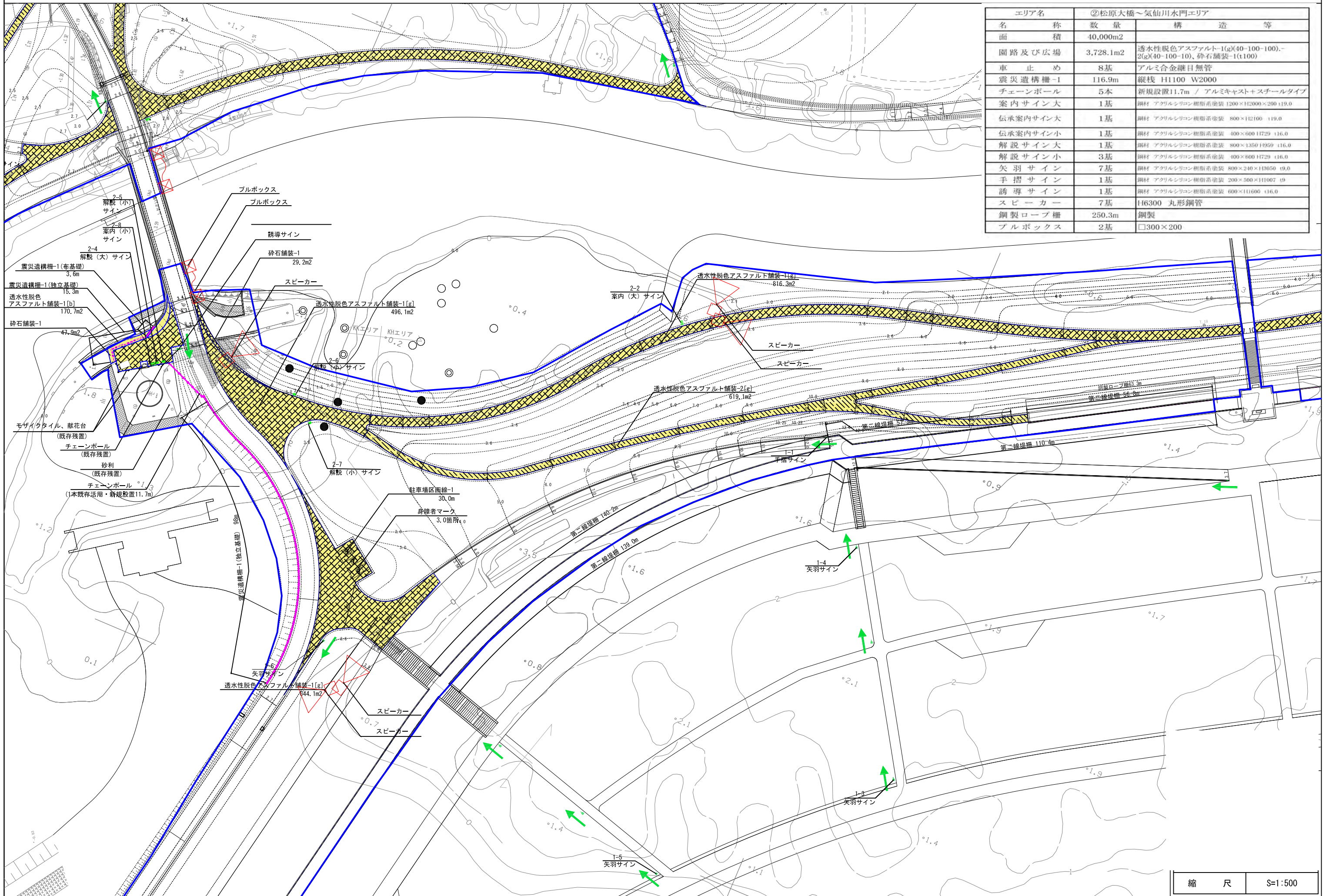


※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況によりに施設の数量等に変更が生じる可能性があります。



縮尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 24

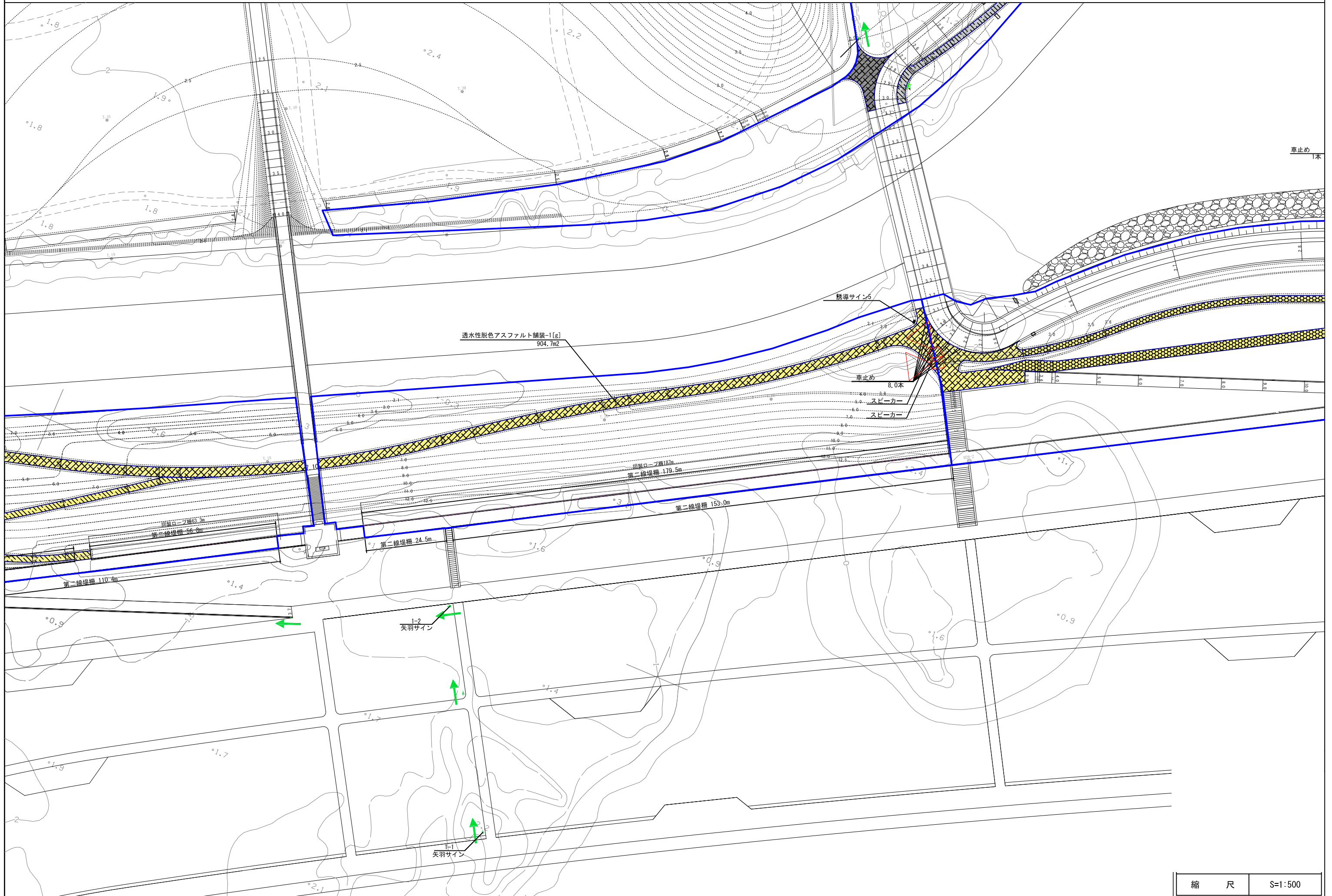


エリア名		②松原大橋～気仙川水門エリア	
名称	数量	構造	造等
面積	40,000m <sup>2</sup>		
園路及び広場	3,728.1m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(a)(40-100-100)-2(a)(40-100-10)、碎石舗装-1(t100)	
車止め	8基	アルミ合金縦目無管	
震災遺構柵-1	116.9m	縦柵 H1100 W2000	
チェーンボール	5本	新規設置11.7m / アルミキャスト+スチールタイプ	
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×112000×290 (19.0)	
伝承案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×112100 (19.0)	
伝承案内サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 11729 (16.0)	
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 11959 (16.0)	
解説サイン小	3基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 11729 (16.0)	
矢羽サイン	7基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×113050 (9.0)	
手摺サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 200×500×111007 (9)	
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×111600 (16.0)	
スピーカー	7基	H6300 丸形鋼管	
鋼製ロープ柵	250.3m	鋼製	
ブルボックス	2基	□300×200	

縮尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 25

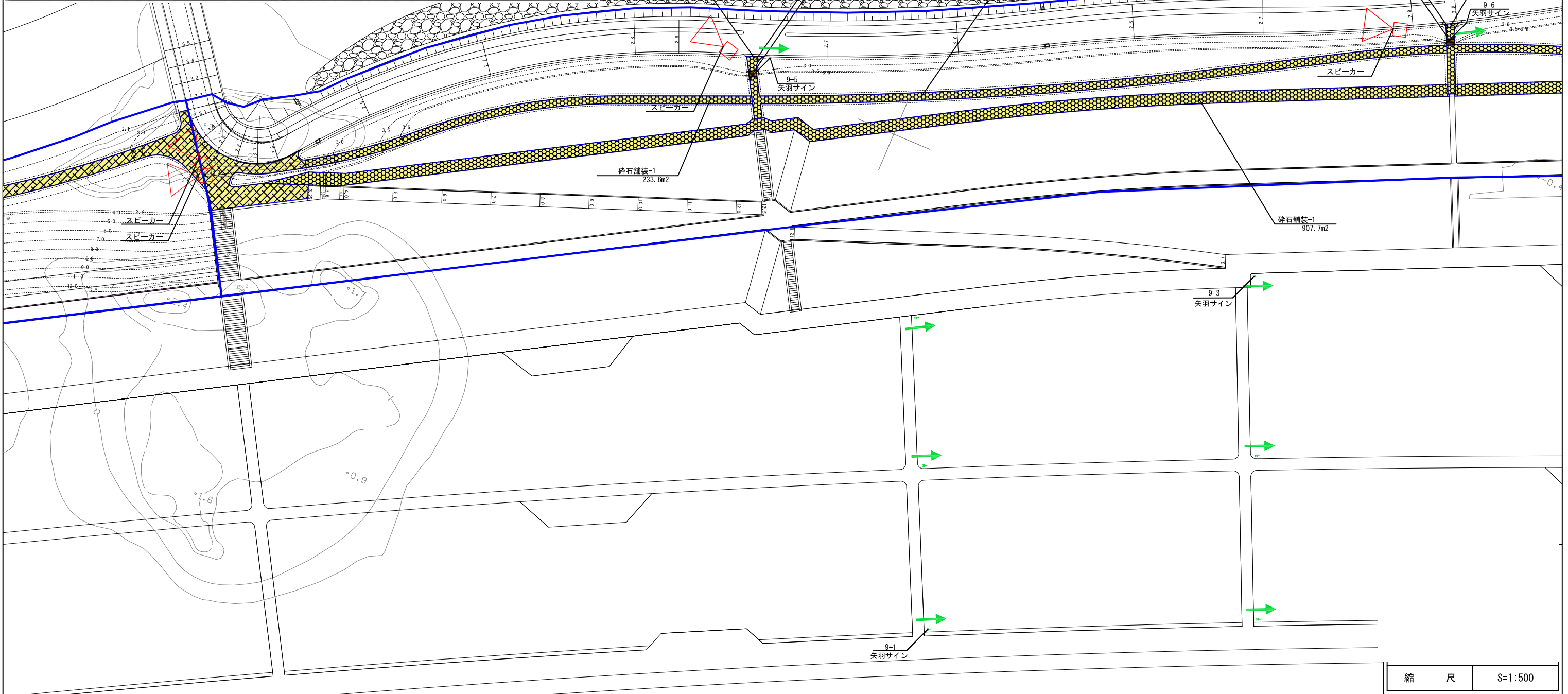




縮 尺 S=1:500

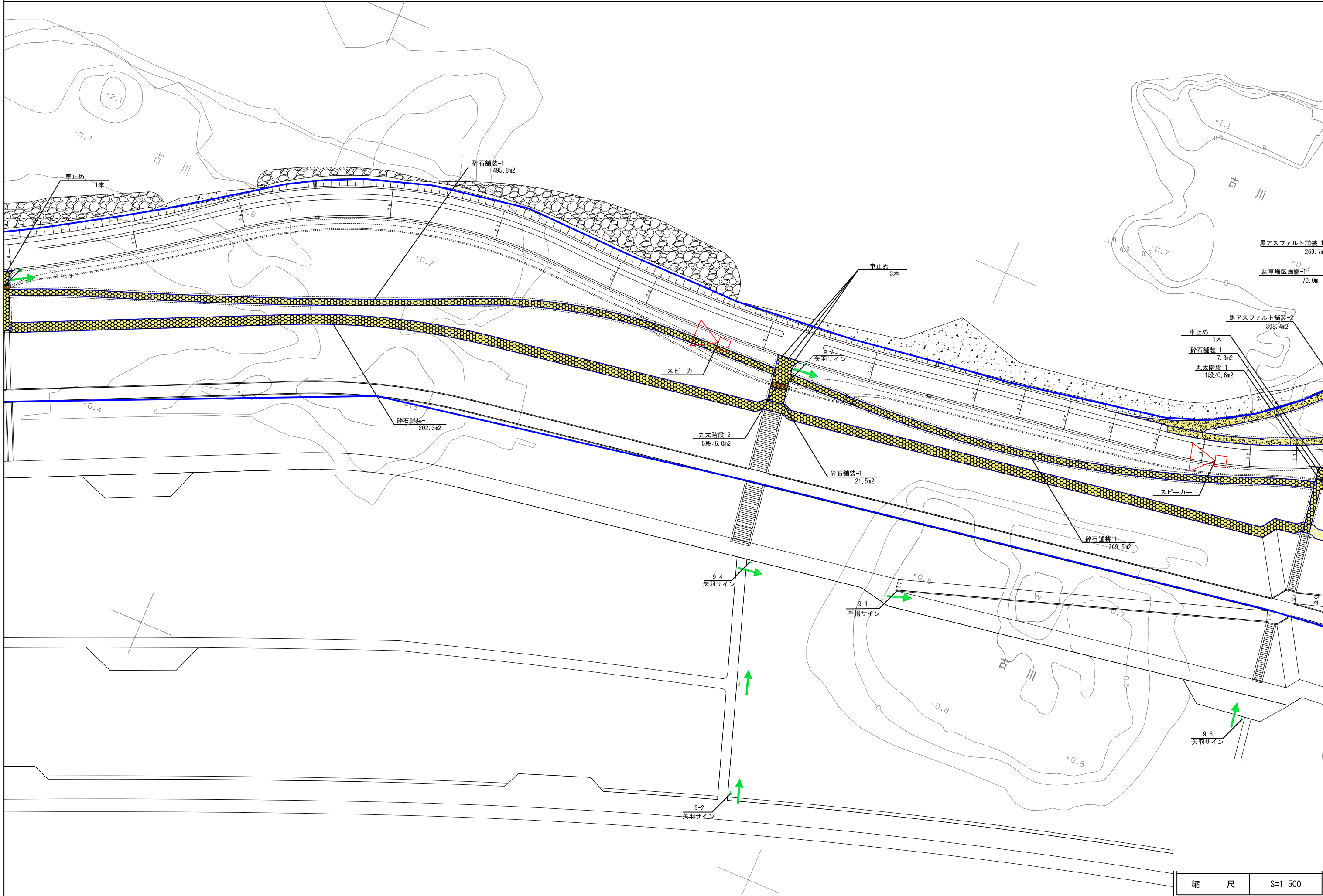
※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 26

エリア名	③古川沼周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	115,800m <sup>2</sup>	
園路及び広場	19,352.4m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(a)(40-100-100)、-2(a)(40-100-10)、 砕石舗装-1(t100)、黒アスファルト-1(40-100-100)、-2(40-100-10)
車止め	6基	アルミ合金継目無管
丸太階段	11.4m <sup>2</sup>	木材
管理事務所	1棟	454m <sup>2</sup> 、木造
案内サイン大	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
解説サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 H729 t16.0
矢羽サイン	18基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
手摺サイン	3基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 200×500×H1007 t9
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
記名サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 3780×500 PL1.5t
スピーカー	8基	H6300 丸形鋼管
駐車場	4箇所	368台
排水ポンプ	1基	0.75kW×2
高圧キュービクル	1基	H2300×W2500
タイトランス盤	1基	W900×D1200×H1800(仮)



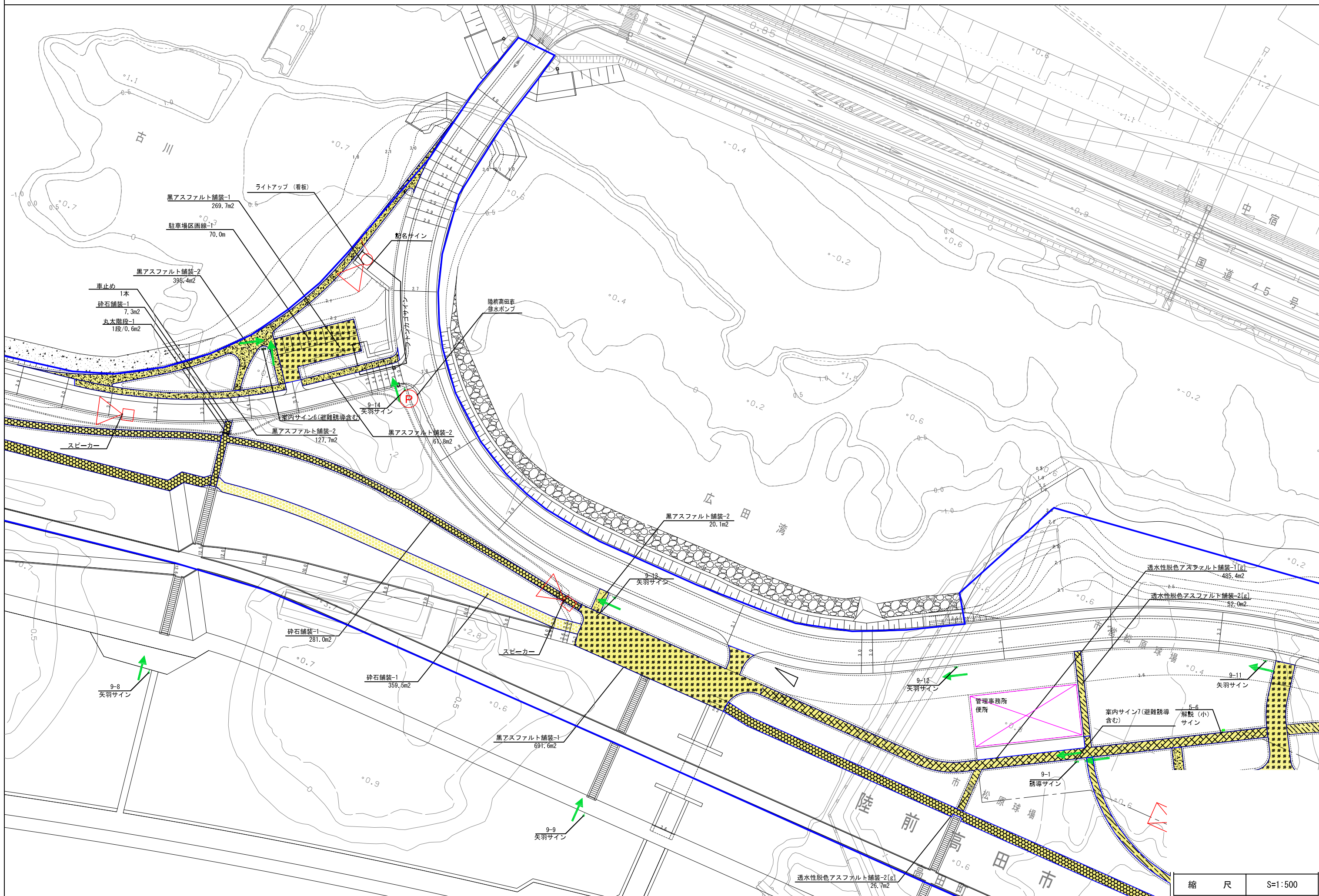
縮尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 27



縮 尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 28

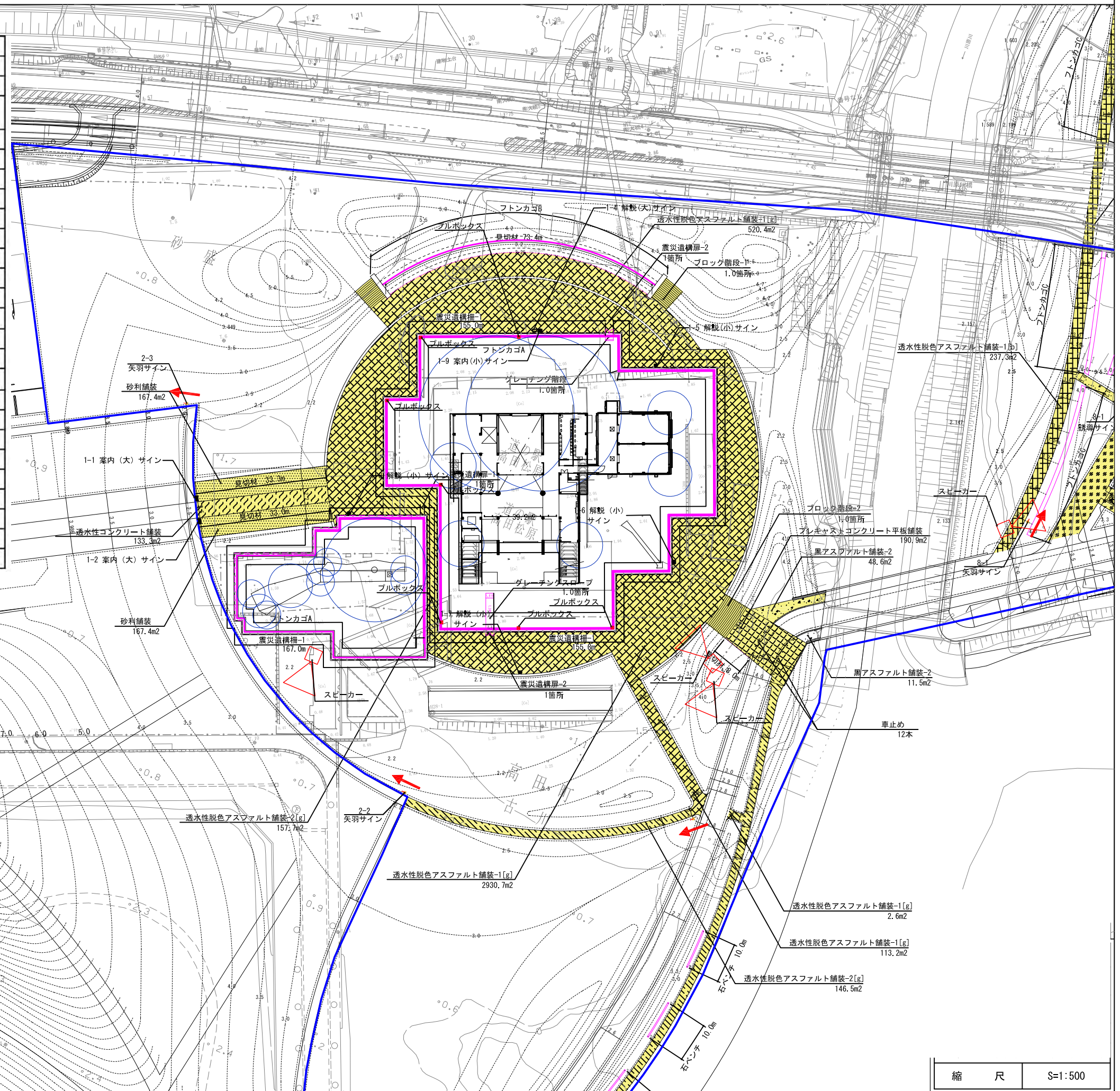


縮尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 29

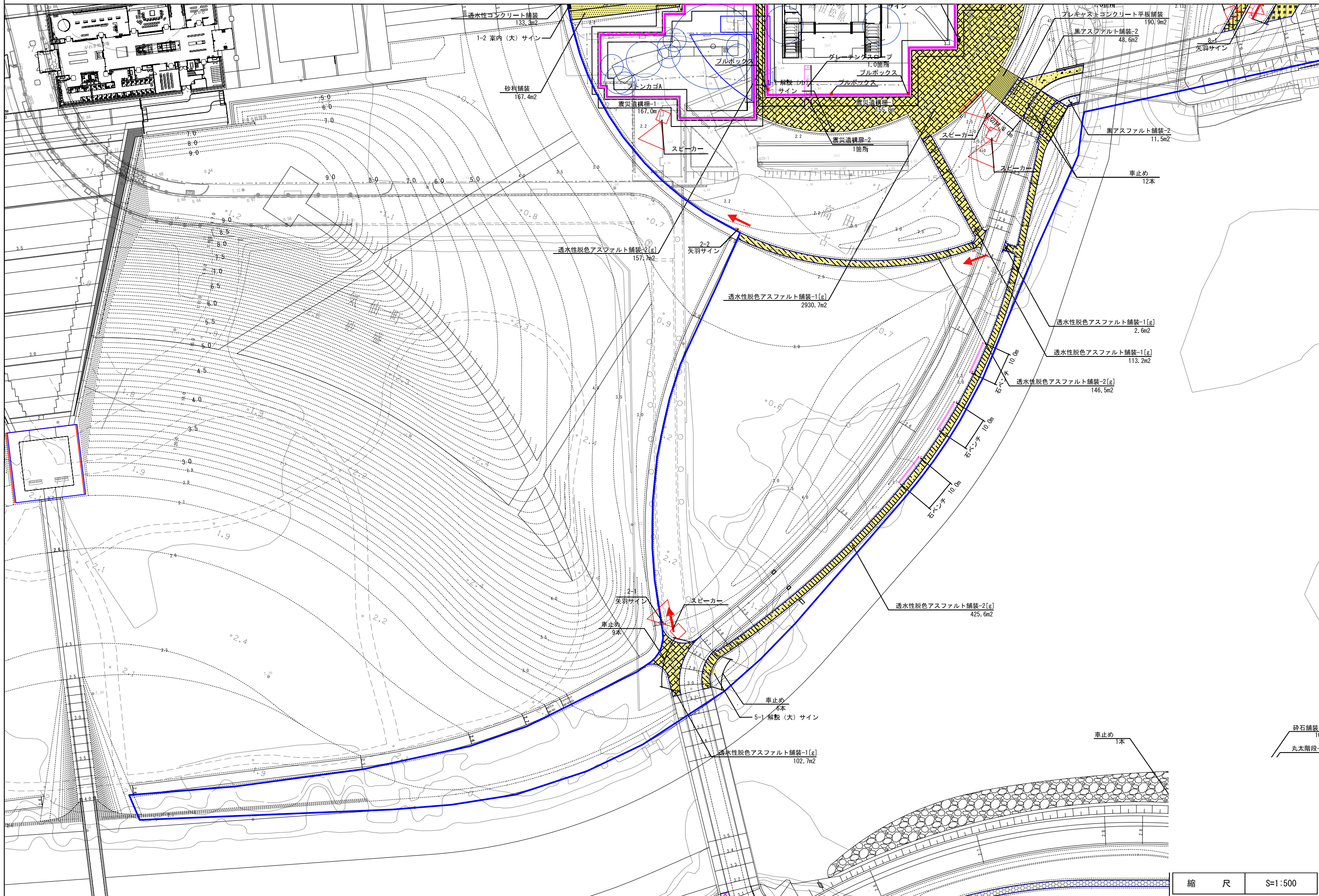


エリア名	④タピック45周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	53,000m <sup>2</sup>	
園路及び広場	6,821.7m <sup>2</sup>	透水性脱色アスファルト-1(φ100-100)-2(φ100-100-10)、黒アスファルト-1(φ100-100)-2(φ100-10)砂利舗装(50)、透水性コンクリート(80-100)、プレキャストコンクリート平板(80-20-140)
車止め	27基	アルミ合金縦目無管
震災遺構柵-1	477.8m	縦柵 H1100 W2000
震災遺構扉-1	1箇所	ワイヤー-SUS W1000
震災遺構扉-2	2箇所	縦柵 H1100 W2160
石ベンチ	3箇所	30.0m / 石材
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
伝承案内サイン大	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×H2100 t19.0
伝承案内サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 t17.29 t16.0
解説サイン大	3基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 t19.59 t16.0
解説サイン小	5基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 t17.29 t16.0
矢羽サイン	4基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
ブロック階段-1	2箇所	59.5m <sup>2</sup>
ブロック階段-2	1箇所	52.4m <sup>2</sup>
グレーチング階段	1箇所	2.0m <sup>2</sup>
グレーチングスロープ	1箇所	17.5m <sup>2</sup>
フトンカゴ A	3箇所	480.4m
フトンカゴ B	2箇所	136.0m
フトンカゴ C	3箇所	102m
スピーカー	5基	H6300 丸形鋼管
駐車場	1箇所	17台
ブルボックス	7基	□300×200



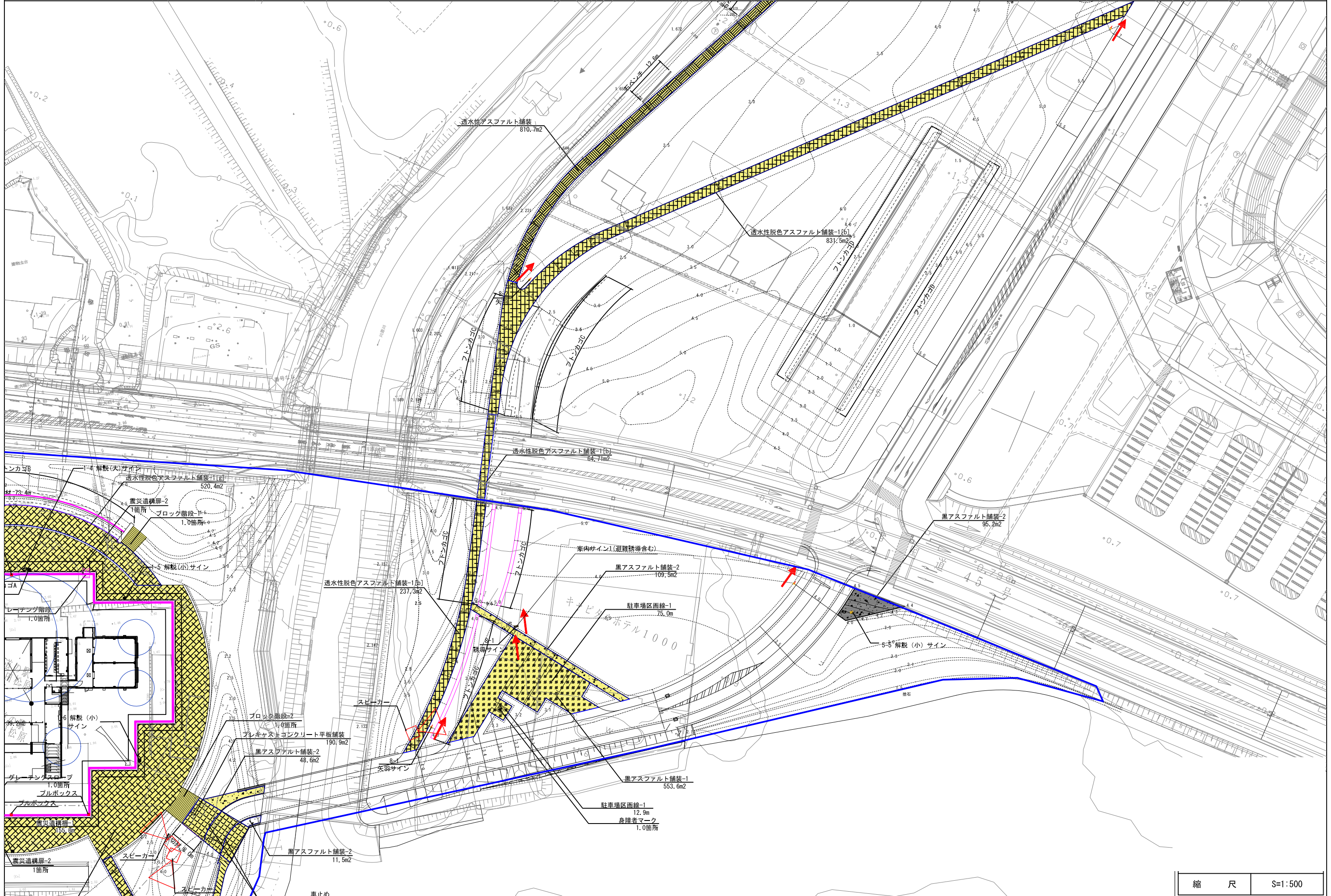
縮尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 31



縮 尺 S=1:500

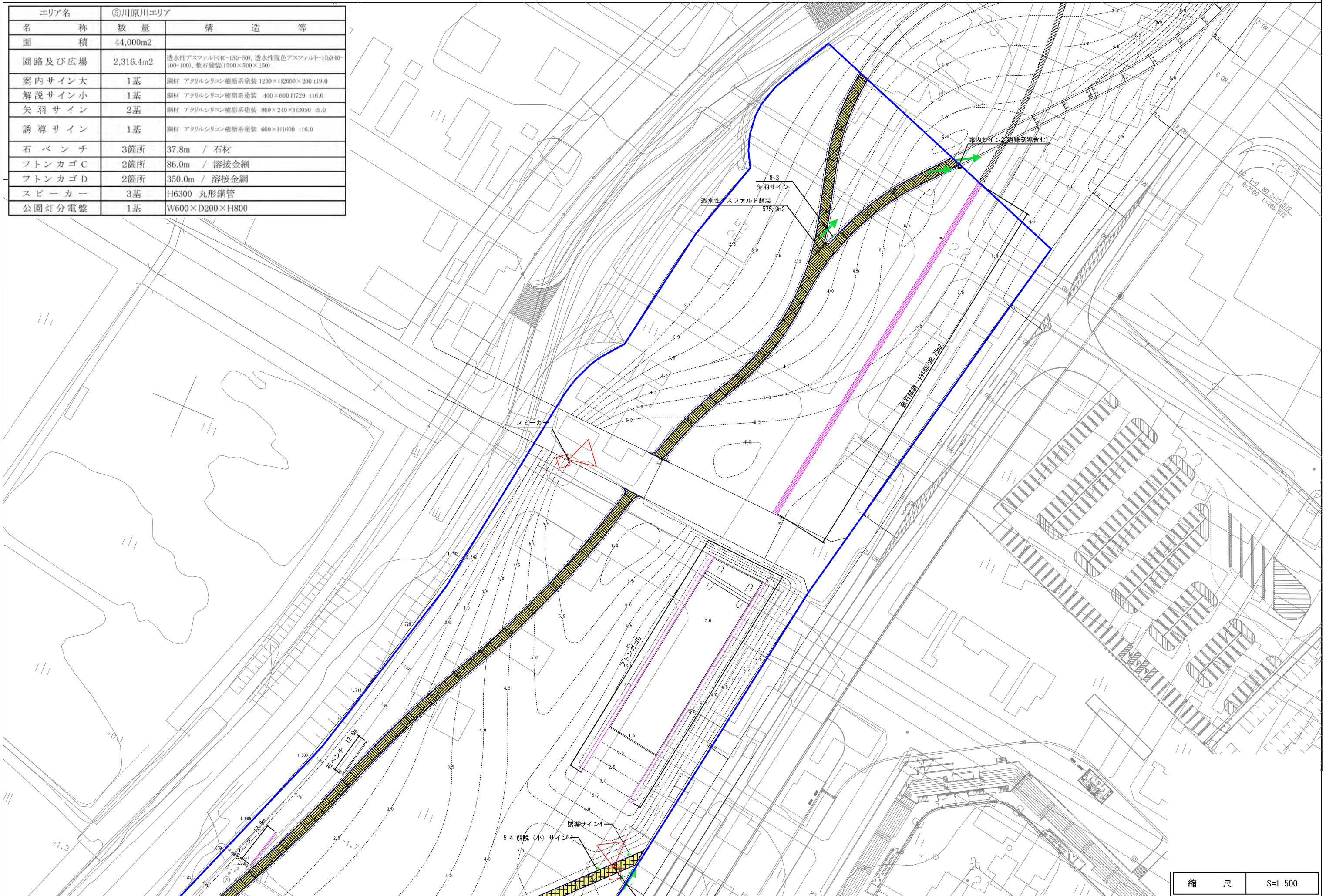
※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 32



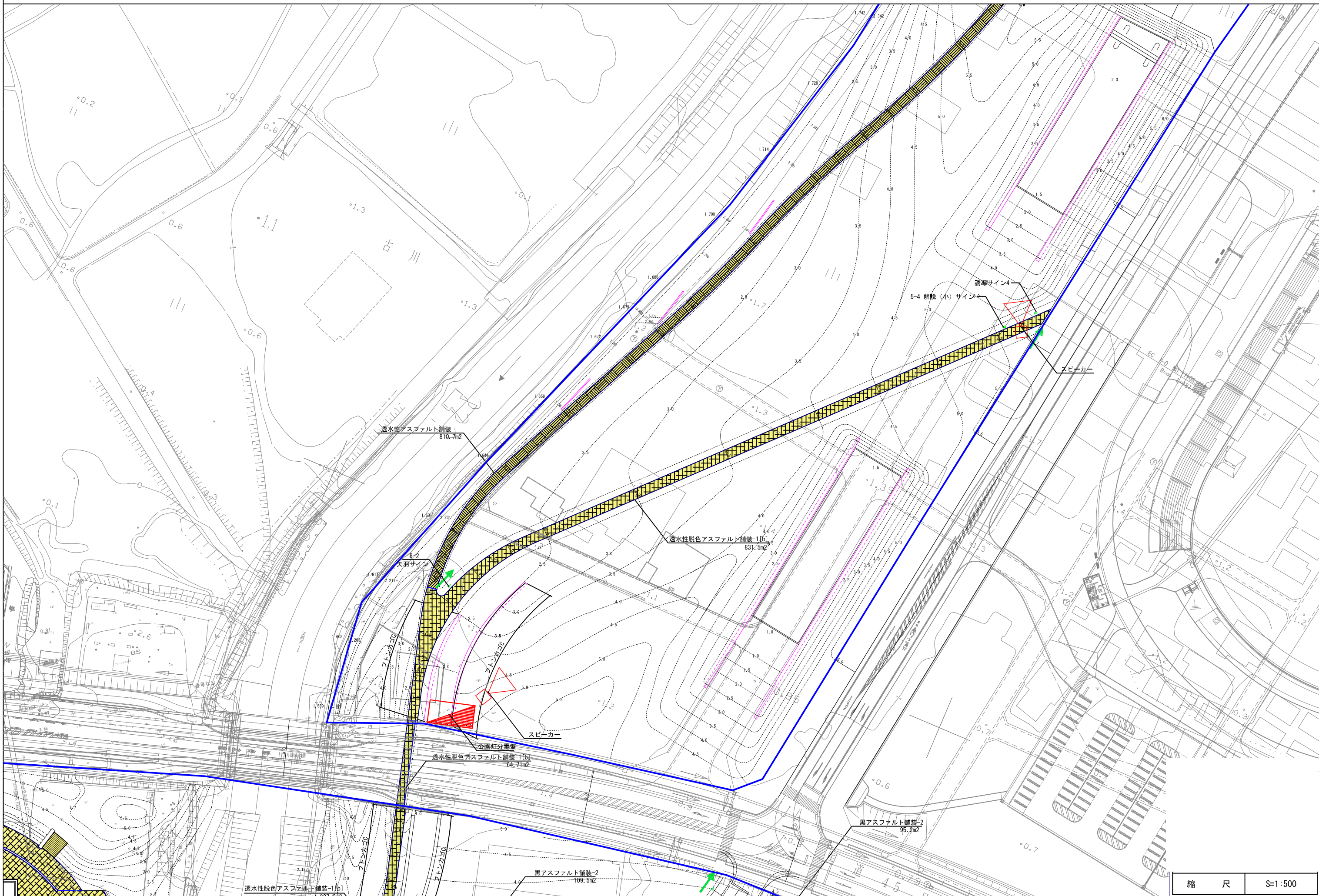
※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 33



エリア名	⑤川原川エリア	
名称	数量	構造等
面積	44,000m <sup>2</sup>	
園路及び広場	2,316.4m <sup>2</sup>	透水性アスファルト(40-150-50)、透水性脱色アスファルト-10(40-100-100)、敷石舗装(1500×500×250)
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×H2000×200 t19.0
解説サイン小	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 t1729 t16.0
矢羽サイン	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×H3050 t9.0
誘導サイン	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 600×H1600 t16.0
石ベンチ	3箇所	37.8m / 石材
フトンカゴC	2箇所	86.0m / 溶接金網
フトンカゴD	2箇所	350.0m / 溶接金網
スピーカー	3基	H6300 丸形鋼管
公園灯分電盤	1基	W600×D200×H800

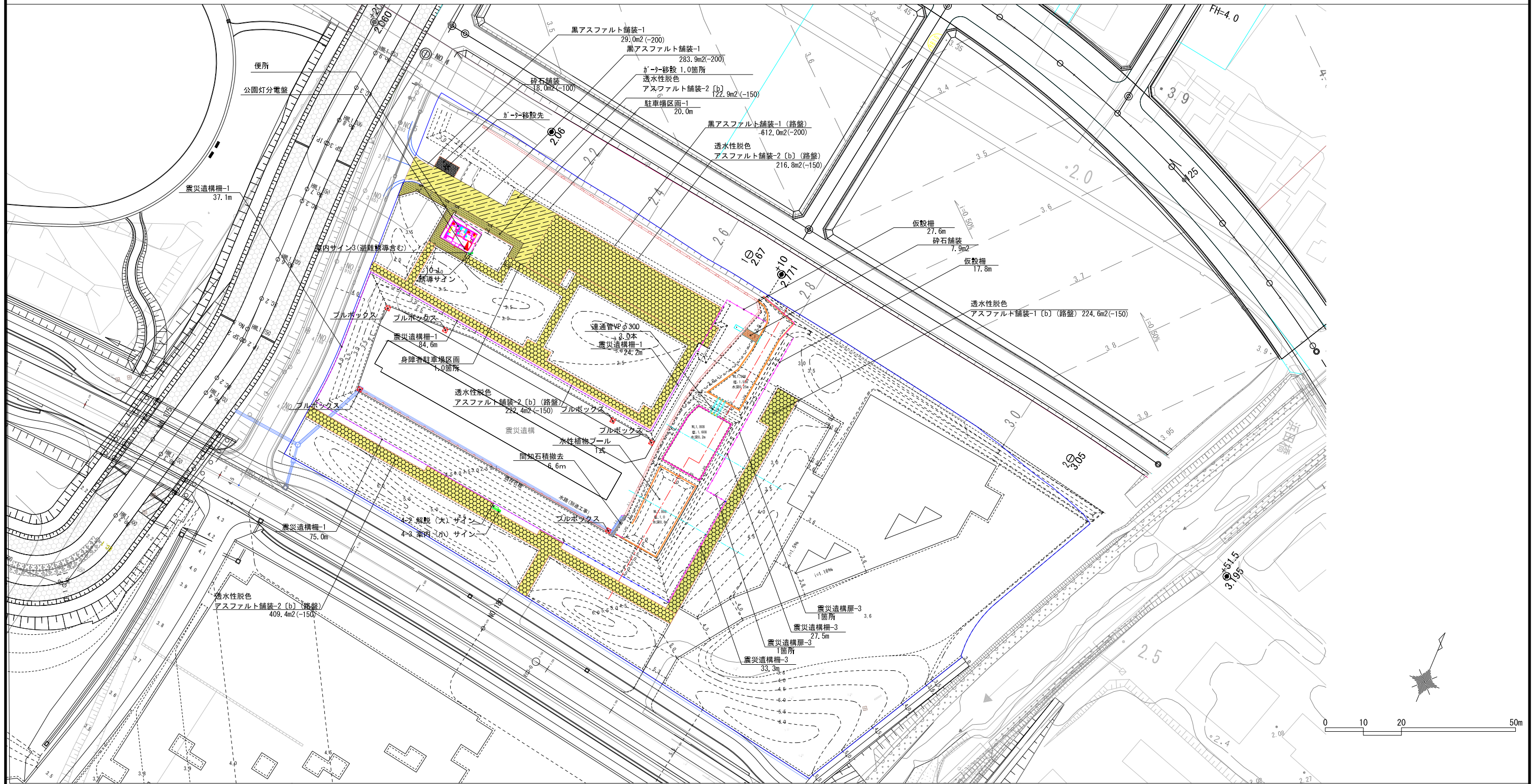


※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。



縮 尺 S=1:500

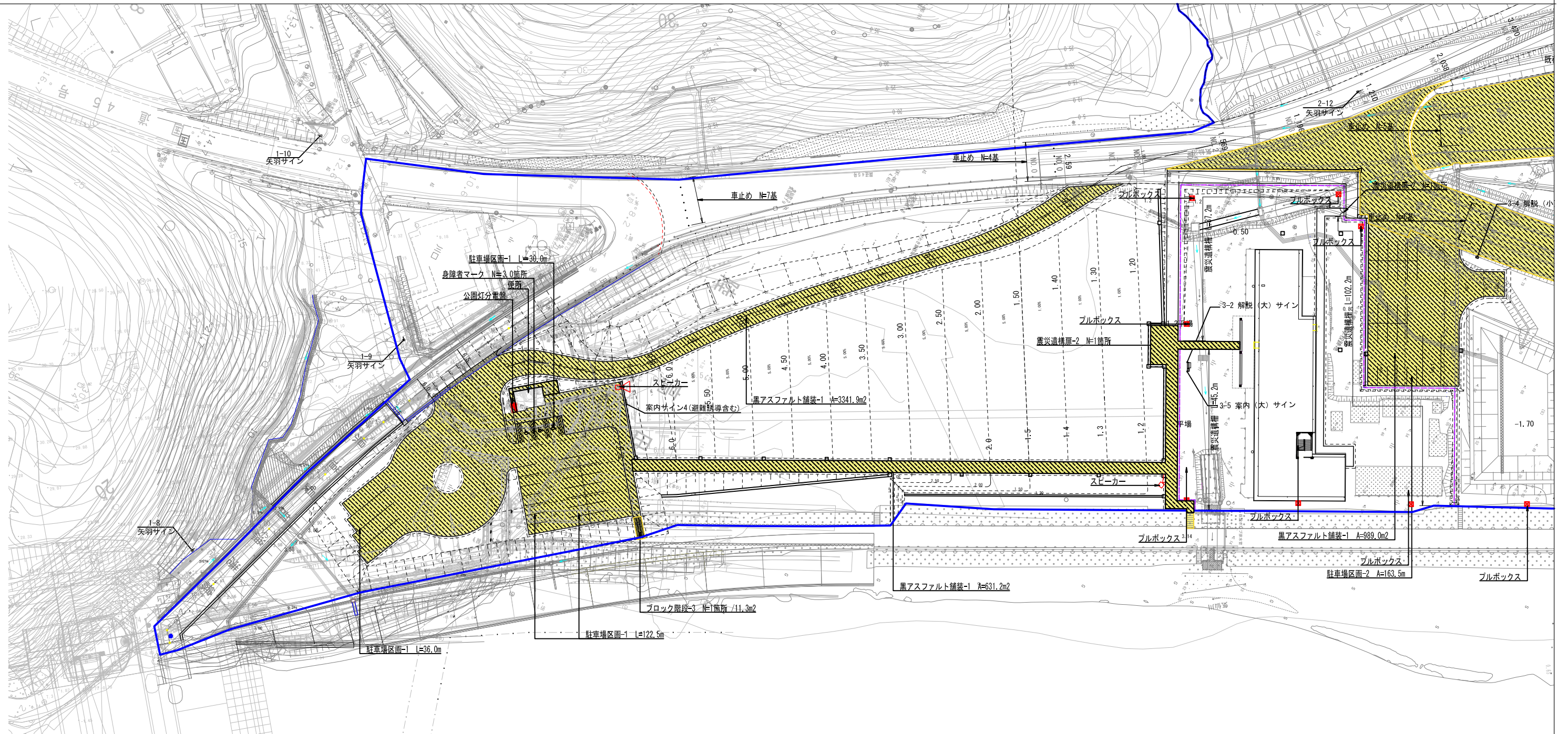
※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数量等に変更が生じる可能性があります。 35



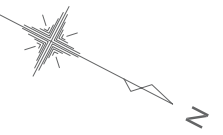
エリア名	⑥下宿定住促進住宅周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	18,700m <sup>2</sup>	
園路及び広場	2,146.9m <sup>2</sup>	黒アスファルト(1:100)、透水性脱色アスファルト(2:100)、砕石舗装(100)
芝生地	5,455.8m <sup>2</sup>	ゾンバA・B(目地張り) C・D(筋張り)
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシコン樹脂系統装 1200×112000×200 (19.0)
伝承案内サイン小	1基	鋼材 アクリルシコン樹脂系統装 900×600 11729 116.0
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシコン樹脂系統装 800×1350 19959 116.0
水生植物プール	3箇所	参考:1570m <sup>2</sup> 水深0.25×0.2×0.8m、排水シート・マシ繊維コーティング200、砕石土留150、基礎基礎径150、連通管φ300
仮設柵	45.4m	—
震災遺構柵-1	252.7m	縦柵 H1100 W2000
震災遺構柵-3	60.8m	横柵 H1100 W2000
震災遺構扉-3	2箇所	ワイヤーSUS W3000
便所	1棟	参考:約40m <sup>2</sup>
駐車場	2箇所	73台
公園灯分電盤	1基	W600×D200×H800
ブルボックス	6基	□300×200

縮尺 S=1:500

※ 今後の整備状況や関係機関との協議状況により施設の数等に変更が生じる可能性があります。 36



エリア名	⑦気仙中学校周辺エリア	
名称	数量	構造等
面積	67,000m2	
園路及び広場	13,875m2	黒アスファルト-I(40-160)、透水性アスファルト(40-100-10)
止りめ	22基	アルミ合金継目無管
ブロック階段-3	3箇所	33.8m2
震災遺構扉-2	2箇所	縦柵 H1100 W2160
震災遺構柵-1	234.6m	縦柵 H1100 W2000
案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 1200×112000×200 119.0
伝承案内サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×112100 119.0
解説サイン大	1基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×1350 11959 116.0
解説サイン小	2基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 400×600 11729 116.0
矢羽サイン	5基	鋼材 アクリルシリコン樹脂系塗装 800×240×113050 19.0
便所	1棟	木造
駐車場	1箇所	24台
スピーカー	2基	H6300 丸形鋼管
公園灯分電盤	1基	W600×D200×H800
ブルボックス	8基	□300×200



縮尺 S=1:500 (A1)

